

令和7年9月16日
午前9時30分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	伊藤千春	2番	柴田英里
3番	鈴木りつか	4番	平居ゆかり
5番	横井克典	6番	板倉克典
7番	那須英二	8番	加藤明由
9番	小久保照枝	10番	堀岡敏喜
11番	佐藤仁志	12番	江崎貴大
13番	加藤克之	14番	高橋八重典
15番	早川公二	16番	平野広行

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

6番	板倉克典	7番	那須英二
----	------	----	------

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市長	安藤正明	副市長	村瀬美樹
教育長	高山典彦	総務部長	伊藤淳人
市民生活部長	飯田宏基	健康福祉部長兼 福祉事務所長	安井幹雄
建設部長	立石隆信	教育部長	渡邊一弘
監査委員 事務局長	水谷繁樹	総務課長	横江兼光
財政課長	村田健太郎	人事秘書課長	神野忠昭
企画政策課長	佐藤文彦	防災課長	太田高士
税務課長	岩田繁樹	収納課長	細野英樹
市民課長兼 十四山支所長兼 鍋田支所長	下里真理子	環境課長	梅田英明
市民協働課長	藤井清和	観光課長	伊藤信哉
保険年金課長	中野修	健康推進課長	木村仁美
福祉課長	後藤浩幸	介護高齢課長	富居利彦
児童課長	伊藤一幸	総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長兼 いこいの里所長	中山義之

産業振興課長	上 田 忠 次	土 木 課 長	西 尾 一 泰
都市整備課長	三 輪 秀 樹	下 水 道 課 長	早 川 昇 作
会計管理者兼 会計課長	田 口 邦 郎	学 校 教 育 課 長	飯 塚 義 子
生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	梶 浦 智 也	歴史民俗資料館長兼 図 書 館 長	田 畑 由 美 子

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 野 智 雄	議 事 課 長	浅 野 克 教
書 記	鈴 木 悦 子		

6 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（堀岡敏喜君） 会議に先立ちまして報告いたします。

西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映の許可をされたい旨の申出がございました。

よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁をされる皆さんは、努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第88条の規定により、板倉克典議員と那須英二議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず、伊藤千春議員。

○1番（伊藤千春君） 1番 伊藤千春でございます。

通告に従いまして、一般質問させていただきます。

まず初めに、1つ目の質問として、市職員の適正な勤務時間として質問をさせていただきます。

京都府福知山市において、過去3年分の未払い手当を支給するという出来事がありました。このような事例は、働き方改革が求められる現代において、地方自治体が直面する深刻な課題の一つであり、他の自治体においても同様のリスクが存在する可能性があります。

これからの質問は、本市の現状を正しく把握し、課題を検討する契機とすることを目的としており、改めて確認を進めていきたいと考えております。

あわせて、本市において時間外勤務の問題が実際に発生しているという趣旨ではないことを申し添えて質問に入らせていただきます。

働き方改革が叫ばれる中、地方自治体においても、職員の労働環境の適正化は重要な課題となっております。特に、地方公務員法に基づく勤務条件の適正な確保は、使用者としての基本的責務であり、職員の心身の健康確保と組織の持続可能性を両立させる観点からも不可欠であると思っております。職員が健康で働きがいを持って職務に従事できる環境を整えることは、

結果として市民サービスの質の向上にもつながるものであると考えます。また、適正な労働環境の整備は、人材確保・定着にも大きく影響し、将来的な行政運営の安定性にも直結する重要な要素であります。

そこで、本市の職員の勤務時間管理について、以下5点にわたってお伺いたします。

まず初めに、本市の時間外勤務の手続についてお聞きします。

昨年4月に、京都府福知山市において、職員の公益通報により未払い手当の問題が発覚しました。このケースでは、事前承認なしに行われた業務に対する手当不払いが問題となりましたが、こうした事態を防ぐためには、明確な手続ルートとその徹底した運用が不可欠です。

本市では、残業する職員はどのような手続をされているのでしょうか。また、緊急時や突発的な業務が発生した場合の対応手順についても併せてお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） おはようございます。

伊藤千春議員に御答弁申し上げます。

時間外勤務をする予定の職員は、所属長へその旨を申し出て、所属長が認めた場合に時間外勤務をする仕組みとなっております。時間外勤務をした職員は、後日出勤した際に時間外勤務の実績報告書により報告する仕組みとなっております。

なお、緊急時等ややむを得ない場合には事後承認も可能としておりますが、その場合も翌日には必ず所属長への報告と承認手続を行う仕組みとしております。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 本市における時間外勤務の手続の仕組みについては、事前に所属長に申し出て、後日実績を報告する仕組みで、緊急時には事後承認も可能としていることが今の御答弁で分かりました。

それでは、職員の退勤時間の確認方法についてお聞きします。

本市では、どのような方法で職員の退勤時間を管理されているのでしょうか。タイムカードやICカード等の客観的な記録システムを導入されているのでしょうか。それとも、職員の自己申告制としているのでしょうか。具体的な管理体制についてお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市では、ICカードやタイムカードにより出退勤を管理しており、先ほど御答弁しました時間外勤務の実績を報告する際に、記録された退庁時刻を記載するようにしております。また、勤務時間と記録された退庁時刻との間に30分以上の差がある場合には、その理由を併せて報告する仕組みとなっております。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） タイムカードやICカードにより適正管理していることは分かります

が、他自治体においてはパソコンの起動により管理されているところもあるようですので、これからもよりよい管理が続けられるよう、調査・研究して行ってください。

次に、長時間勤務が常態化している部署の有無についてお聞かせください。

特定の部署において、恒常的な長時間勤務が発生しているという実態はあるのでしょうか。もし、そのような部署が存在する場合、その原因についてどのように分析されているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 学校教育課や総務部の多くの部署の昨年度の時間外勤務の実績といたしましては、1人当たりの1月の平均が20から30時間となっていますので、もう少し減らせるとよいと思っているところでございます。

原因につきましては、近年の法律や制度改正等による事務事業等の変化に対応するため、業務量が増加していると考えております。

なお、選挙や給付金等の事務事業につきましては、時期的なものではありますが、一定期間長時間勤務が発生します。これにつきましては、やむを得ない分野でもありますが、他部署に応援や外部への委託などによって事務の改善に努めているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 時間内にやらなくてはいけない業務が山積みしていることは、私も認識しております。しかしながら、働き方改革が叫ばれている今日においては、長時間勤務が存在するべきではないと考えます。誰もが時間内に業務を終了して、余暇などに時間を費やすことのできるような体制にしていく必要があると考えます。

そこで、本市では、時間外勤務の削減に向けてどのような取組を実施しているのでしょうか。システムの導入や業務の効率化、人員配置の見直しなど、具体的な施策があるのでしょうか、あればお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 時間外勤務の縮減に向けての職場環境づくり並びに職員の健康や福祉の増進、活力の醸成及び公務能率の向上に資することを目的として、原則として毎週水曜日、給料支給日、毎月19日の育児の日、期末手当及び勤勉手当支給日並びに11月27日のあいち県民の日を全庁一斉定時退庁日として設定をしております。

システムの導入につきましては、令和5年度には国の交付金を活用して2つの事業を実施いたしました。1つは、コンビニで住民票の写しと印鑑登録証明書の取得を可能とした事業で、もう一つは特殊車両の通行許可業務に用いる本市管理の道路データを国土交通省が運営するシステムデータベースに登録し、ルート確認や許可期間の短縮を可能とした事業でございます。いずれの事業も申請者の利便性の向上を図ったものではございますが、これらのシ

システム導入により職員の負担が軽減できていると考えております。

なお、より一層の業務の効率化や人員配置の見直しにつきましては、昨今の人口減少社会等による職員確保の難しさ、働き方改革など、多くの課題を抱えているところでございますが、実際の業務量を見える化し、業務量に合わせた職員配置の最適化、業務改革、デジタル化を推し進める必要があると考えており、本議会におきましても、業務量調査等の委託に関する補正予算を計上させていただいたところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） システム導入により、申請者の利便性の向上を図りながら、職員の業務負担を軽減する取組をされているのですね。この9月議会においても、業務量調査などの委託に関する補正予算を計上されているのですが、今後もいろいろな取組をしていただき、より一層の業務の効率化を図っていただきますことを要望します。

最後に、万が一職員がサービス残業を指示されるなど、地方公務員法や勤務時間条例に接触するような指示を受けた場合の公益通報制度は整備されているのでしょうか。職員が安心して相談できる窓口の設置状況や、通報者の保護体制はどうなっているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 適正な時間外勤務手当の支給を怠ることはないと考えておりますが、本市では弥富市職員等公益通報制度実施要綱を定めておりますので、通報につきましては、人事秘書課に内部窓口を置き、総括通報等責任者である副市長が総括し、副市長もしくは副市長から指示を受けた人事秘書課職員が対応いたします。この要綱において、秘密保持及び個人情報保護の徹底についても記載されておりますし、受付手続の際には、勤務時間外に個室や庁舎外で面談する等、通報者等への十分な配慮をして事務を進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 引き続き、通報者などへ十分な配慮をしていただき、時間外勤務の支給を怠ることのないよう、今後も努めていただきますことを要望します。

このたびは、市職員の適正な勤務時間の確保について5点にわたってお伺いしました。

働く世代の人口減少が大きな課題となっている昨今、職員の業務量も増加しており、日中の窓口業務に追われる状況があります。事務処理を実施するために時間外勤務がやむを得ない場合もありますが、これが常態することは決してよいことではなく、適正な勤務時間とは言えません。職員の適正な勤務時間管理は、単に法令遵守の問題にとどまらず、職員の健康と福祉の確保、さらには質の高い市民サービス提供の基盤となる重要な課題であります。

また、近隣の愛西市、あま市、稲沢市をはじめとする多くの市において、開庁時間短縮の取組が報道されており、働き方改革の流れが加速しております。本市においても、開庁時間

の短縮の取組の検討やD X、デジタル化を推進することで、時間外勤務の削減を推し進めると同時に、長時間勤務が常態化している部署については、業務量を踏まえた抜本的な業務改善と適正な人員配置の検討を進めることを強く要望するとともに、職員が安心して相談、通報ができる体制のさらなる充実を図り、風通しのよい職場環境の構築に努めていただくことをお願いして、1つ目の質問を終わらせていただきます。

次に、2つ目の質問に入らせていただきます。

2つ目の質問として、市制施行20周年事業の準備はとして質問させていただきます。

弥富市は、令和8年4月1日に市制施行20周年を迎えます。市制施行20周年の節目を記念して、様々な事業を通じて本市の魅力をより一層発信して、さらなる発展を目指していかれるものと思います。

また、今日までに記念事業のロゴマークやキャッチフレーズを募集、市民の皆様親しみやすい形で記念事業を展開しております。ロゴマークは、市制施行20周年キャッチフレーズ「わくわく！ドキドキ！はたちです やとみ」を表現したデザインになりました。20周年を意味した「20」をモチーフに金魚が組み合わせられ、弥富らしさを強調し、ハートから金魚が飛び出す構図で末永い繁栄へと向かっていく姿を表現し、市と市民が相互に思いやる心を持ちつつ、住みよいまちづくりを推進し、住み続けたいと思えるまちを創造してほしいという思いを明るい配色で表現しております。

また、キャッチフレーズには、20周年であることから二十歳のことを思い返し、二十歳の節目で何が変わっていくのか、これからどんな未来がやってくるのか、将来への心持ちを思い出しながら、楽しみでもあり、少し不安でもあり、でも一人前と胸を張りたい、そんな気持ちが記念事業を後押しできればという思いが込められています。

キャッチフレーズは、市広報紙やホームページ、各種印刷物、記念事業などで幅広く使用される予定となっております。

市制施行20周年を記念した動画作成も計画、市内の人、自然、文化などを様々な角度から映し出し、市民のシビックプライドの醸成、市外への認知度向上を目指していかれるものと思っております。本市は金魚の養殖が盛んな地域と知られており、市制施行20周年を機に、より一層金魚を含めた弥富市の魅力をさらに発信していただきたいと考えます。

そこで、市制施行20周年事業はとして、大きく4つの項目にわたってお伺いいたします。

1つ目の項目、事業内容についてお伺いします。

20周年事業の具体的な内容についてお聞きします。20周年事業の具体的な内容はどのようなものなのでしょうか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 令和8年度に実施を予定しております市制施行20周年記念事業に

つきましては、大きく3つの区分で展開をいたします。

1つ目は、記念式典事業です。

令和8年10月3日、「やとみ」の数字が並ぶ日に、市制施行20周年の節目を祝う記念式典を開催いたします。

2つ目は、特別事業です。こちらは、本市が20周年記念事業実施期間中に特別に実施する新規事業となります。

3つ目は、冠事業です。市、市民団体等が市制施行20周年という冠等を掲げ、20周年をPRにふさわしい事業が対象となります。こちらは、市広報紙10月号や市ホームページにおいて市民の皆様へ募集をし、多くの皆様と市制施行20周年を盛り上げていきたいと思っております。

また、記念事業につきましては、弥富市市制施行20周年記念事業庁内連絡会議におきまして協議を重ねておりますので、今後市ホームページなどで公表をまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 3つの記念事業として実施されることは分かりますが、項目の説明だけでは市民の皆様には理解していただけないと思います。市民の皆様により理解していただくためにお伺いします。

どのような事業を行う予定なのでしょうか。20周年事業を契機に、本市の魅力を発信することは重要と考えますが、20周年記念事業をどのような目的で、どのような事業を行う予定なのか、具体的にお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 先ほどの御答弁と一部重複いたしますが、節目となる20周年を契機といたしまして、先人たちの功績をたたえるとともに、市民がこのまちに誇りと愛着を持ち、本市の自然、歴史、文化等を次世代に継承し、未来へと思いをつなぐことを目的に記念事業を実施いたします。

記念事業につきましては、記念式典事業、また金魚のまちを広く発信するため、金魚サミットを開催いたします。そして、市民、団体等の多様な主体が参画し、楽しみながら皆でお祝いをするというところで冠事業を実施いたします。その他様々な事業を通して本市の魅力を発信し、次世代を担う子供の夢や希望を育み、本市のさらなる発展、飛躍を目指してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 金魚のまち弥富であることをよりアピールして、本市が魅力あるまちであることを20周年事業において発信されるのですね。しかしながら、先ほどの御答弁にもありましたが、私は、未来のある子供の夢や希望を育てていく必要があると考えます。

そこで、20周年事業の対象となる市民層や地域についてお伺いします。

対象となる市民層について、どのように考えてみえるのでしょうか。また、地域についてはどのように考えてみえるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 一人でも多くの皆様とこの市制施行20周年をお祝いしたいと考えておりますので、どの世代ということはありません。記念事業を通して、市民はもとより、本市と関わりのある皆様、そしてこれを機に本市に興味関心を持っていただける皆様と共に取り組んでいければと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） どの世代ということではなく、一人でも多くの市民の皆様と共に取り組んでいってください。取り組んでいただくためには、財源が必要になってきます。

そこで、必要となる財源についてはどのように考えてみえるのでしょうか、お伺いします。

それぞれの事業にどのような財源を充当し、20周年事業の予算をどのように配分されるのでしょうか、具体的にお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 庁内連絡会議において、実施する事業を協議し、予算査定において予算を決定してまいります。また、財源につきましては、基本的には市の一般財源を考えておりますが、企業版ふるさと納税による寄附も検討をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 基本的には、一般財源及び企業版ふるさと納税による寄附を財源とされるのですね。しかしながら、本市のふるさと納税に関しては、幾度となく多くの議員の方がふるさと納税に対する提案がありました。ここで改めての提案を差し控えさせていただきますが、今までの提案をいま一度御検討していただき、多くのふるさと納税に対する取組をしていただき、多くのふるさと納税による寄附になることを要望します。

2つ目の項目、進捗状況についてお伺いします。

事業の準備状況は、現在どのような段階にあるのでしょうか。詳細に、答えられる範囲で構いませんので、具体的にお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 昨年から継続して開催しております庁内連絡会議において協議を重ね、各種事業や取組が令和8年4月1日から遅滞なく進められるよう準備を進めております。また、各担当課におきましても、周年事業として整理する事業につきましては、実施に向け準備を進めていくよう周知をしておるところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 遅れることなく順調に進んできているということでよろしいですね。引き続き、協議を幾度となく重ねられ、準備されることを願っております。

ところで、スケジュールの進み具合はどうなっているのでしょうか。また、現段階における事業スケジュールの進み具合がどうなっているのかについてお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 令和6年度中に周年事業の概要を定め、それに基づき様々な事項を協議し進めてまいりました。その中でも、キャッチフレーズ及びロゴマークの募集、決定を事業期間開始となる令和8年4月の半年前には終えており、また今年度末の完成を目指して市の動画制作を行っております。今後、啓発資材等の制作にも取り組んでまいります。

また、先ほども御答弁申し上げましたが、市民の皆様への冠事業の募集も10月から実施する予定であり、計画どおり進めております。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 今後も今までのように事業計画どおり進めていただき、遅れることなく事業を進めていただくことを願っております。

3つ目の項目、市民の皆様への周知についてお伺いします。

事業内容を市民の皆様にとどのように周知される予定でしょうか。さらには、20周年事業を行うに際し、市民の皆様への周知は大変重要であると考えますが、事業内容について市民の皆様にとどのようにして周知される予定なのかお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 既に市広報紙や市ホームページにおいて、令和8年が市制施行20周年であることを周知しておりますが、令和8年4月1日以降は啓発資材や各種媒体を活用して周知をしてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） ホームページやいろいろな媒体を活用して周知されますね。より多くの市民の皆様理解していただき、誰一人とも周知できないことのないように進めていただくことを強く願っております。

そこで、市民の皆様事業内容を周知していただくためには、市民からの意見や要望をどのように収集することが重要であると考えますが、本市として市民の皆様から寄せられた貴重な御意見や要望を企画段階においてどのように反映し、どのように収集される予定なのでしょうか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 市民の皆様から、御意見や御要望を収集することは考えておりませんが、市制施行20周年記念事業につきましては、本市として初めての試みであります市民

や団体等による冠事業を実施いたします。一緒に盛り上げたい、お祝いしたいという市民や団体の皆様がいらっしゃると思います。ぜひ、この枠組みを有効に活用していただき、市と共に取り組んでいただけたらと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 行政と市民の皆様が一体になり、取り組んでいただくことを願うばかりです。

4つ目の項目、周年事業の効果への期待についてお伺いします。

20周年事業を行うことにより様々な効果が生まれてくることが期待されますが、本市の考えとして、20周年事業を行うことにより、どのような効果を期待されているのでしょうか、考えをお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 市制施行20周年記念事業を通じて、市民の郷土愛や一体感の醸成につなげることや、市民や本市に関わりのある皆様に対しましては、本市への愛着や誇りを醸成し、市外の皆様には、本市の魅力等をPRすることで、本市の認知を高め、交流人口や関係人口の拡大といった効果も期待しておるところでございます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 以上4つの項目にわたってお伺いしましたが、本市は、2019年度から10年間、第2次弥富市総合計画において、「いつまでも住み続けたい安全・安心なまち」をはじめとする6つの基本目標を掲げ、「地域でつくる「人・自然・文化」の調和 輝く未来へ繋ぐまち・弥富」の実現を目指しています。これには、多くの市民からの意見が反映されています。

先ほど御答弁の中にもありましたが、20周年事業を行うに際し、市民の意見を取り入れながら、市民と行政が協働しながら施策や事業が着実に実行され、本市の魅力向上と市民満足度の向上につなげていただき、20周年事業を市民の皆様から喜ばれるように努めていただくことを強く要望し、夢ある弥富市にさせていただくことを願うばかりです。20周年事業を意義のある事業になることを期待しております。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午前10時10分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時04分 休憩

午前10時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者であります平野広行議員より資料配付の依頼がございましたので、これを認め、各位に配付しましたので、よろしく願いいたします。

次に、平野広行議員。

○16番（平野広行君） 16番 平野広行、通告に従って質問いたします。

6月議会では、都市計画税についてどのような税金か、その課税の目的と税率、そして使い道について質問し、さらに全国自治体及び愛知県下38市における都市計画税の導入状況について実態を伺いました。

ケーブルテレビを御覧になられた方から、弥富市にとって都市計画税は必要なものなのかどうか、もう少し詳しく説明してくださいと、こういうふうをお願いをされました。本来ですと、このような問題は市側のほうからの提案があつて、それに対して我々議員が質問するというのが一般的な流れであります。市が厳しい財政状況が続き、持続可能な安定財源の確保を叫ばれる中、議会に対して一向に十分な解決策が示されない現状を鑑み、都市計画税の必要性について一般質問を行うこととしました。

9月議会は、決算の認定議会であります。まずは令和6年度の決算結果を分析し、財政状況をどのように認識されたのかを伺います。

財政状況を分析する財政指標としては、経済収支比率、実質収支比率、公債費負担比率があります。私は、昨年度の決算結果においては、経常収支比率について伺いました。人件費、扶助費といった経常的な経費が、市の税収などの経常的な収入に対する割合で、この値は一般的には70から80%台が適正と、このように言われておりますが、現在では90%に近い数値を示す自治体が増えてきております。本市においても、令和6年度決算においては、残念ながら前年度に比べ2.5ポイント上昇し94.4%と合併以来最も高い数値となり、財政の硬直化がより進んでいる結果となりました。

今回は、もう一つの重要な指標であります実質収支比率について、令和6年度決算結果を見てどのように認識されたのかを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

実質収支比率につきましては、実質収支額の適否を判断する指標であり、標準財政規模に対する実質収支額の割合を示すものでございます。本市の令和6年度の実質収支は7億9,016万4,101円で、実質収支比率は6.7%でありました。本市の財源を持続可能なものにしていく観点で実質収支の金額を考えますと、財政運営は適切な範囲に収まっていると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 配付させていただきました資料の1ですね、これを御覧いただき

いと思います。

実質収支比率とは、自治体の標準財政規模に対する収支の割合であって、一般的には3%から5%、これが適正な範囲と言われております。本市の実質収支額は、令和4年度で約9億3,500万円で収支比率は8.4%、令和5年度は約6億3,000万円で5.5%、6年度で約7億9,000万円で6.7%であります。令和4年度はコロナが終息に向かい、予算編成を行ったが、事業の中止がまだまだ多かったということで、執行予算が余ったため、8.4%という高い数値になったんだなと思っております。

本市の場合、標準財政規模は110億円ですから、適正な実質収支は3%で計算しますと3億3,000万円、5%ですと5億5,000万円になります。ここ数年の本市の予算編成を見てみますと、繰越金として5億円を計上して予算編成をしております。6年度の実質収支は約7億9,000万円ですから、この9月議会に上程されました約2億9,000万円の増額補正議案の財源としても適用できました。本市の場合、3%では次年度の予算編成が厳しくなりますので、私としては、この9月議会に上程された補正予算案を見る限り、令和6年度、6.7%の実質収支比率は財政運営としては適正であったと思っておりますし、予算編成の財源の内訳にもよりますが、本市においては5%から6%が適正かなと、このように思っております。

私が、なぜこの実質収支を質問するかといいますと、市民の皆様から、弥富市の財政について赤字か黒字かよく聞かれます。自治体の財政において、赤字、黒字の判断は、一般的にはこの実質収支によって行われます。実質収支が黒字であれば黒字、赤字であれば赤字であります。一般的には自治体の財政が赤字になることはありません。それは、予算以上の事業ができないからであります。事業費が足りない場合は、財政調整基金から繰入れをして補正予算で対応をします。赤字になるときは、この財政調整基金がなくなったときであります。夕張市なんかはそうですね。

本市の場合は、実質収支額がずうっと黒字で、令和6年度は7億9,000万円の黒字ですが、これは本当の意味における黒字ではないんです。実はこの黒字の要素の中には、借金と貯金ですね、財政調整基金を取り崩したお金、そして前年度の黒字または赤字の部分も入っておりますので、これらを除いて計算した数値が実質単年度収支であります。

本市の場合、この実質単年度収支において、過去18年間で、12年間で赤字であった、赤字率が75%、このような結果になっております。この実質単年度収支を黒字にするということが大事なことでありと思っております。この令和5年度、6年度においても赤字となっておりまして、借金頼みの財政運営となっております。

これをなくすには、じゃあ借入金をなくして財政調整基金を取り崩さない財政運営しかありませんが、現状においては不可能であります。では、どうすればいいかといいますと、新しい財源を確保するということがあります。新しい財源については、後ほど市の考えを伺い

ますが、それが都市計画税の導入であるということを申し上げておきます。

ここまでは一般会計について伺いましたが、次は下水道事業における企業会計の決算結果についての認識を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 下水道事業の企業会計における下水道等使用料水準の妥当性を示す経費回収率は、減価償却費や流域下水道管理運営負担金の増加により、前年度比1.99ポイント減の81.93%となりました。当該指標は100%を下回っている場合、下水道等使用料だけでは汚水処理費用を賄えていないことを表しており、接続率の向上に努めるとともに、さらには下水道等使用料の見直しについても検討をしていく必要があると認識しております。

次に、資産の状況につきまして、老朽化度合いを示す有形固定資産減価償却率は、前年度比1.95ポイント増の11.40%、管渠老朽化率は耐用年数を経過した管渠がないためゼロ%となっております。共に低い数値ではありますが、今後迎える管渠等の更新時期に備え、収入の向上や維持管理業務の効率化に努めていく必要があると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） それでは次に、下水道事業の決算結果を踏まえ、今後の下水道事業の展開をどのように考えてみえるのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 公共下水道事業は、令和6年度末時点で全体計画面積548.4ヘクタールのうち402.3ヘクタール整備が完了しており、整備率は73.3%に達します。また、普及人口につきましては、全体計画区域内人口約3万人のうち77%に当たります約2万3,000人の方が公共下水道を使用可能となりました。

公共下水道事業の令和6年度決算における資本的収支の国庫補助金の交付決定額が、要望額に対して2割ほど減少されています。しかしながら、要望額に見合う補助金を確保できれば、令和12年度には整備が概成の見込みとなりますので、引き続き補助金を確保するために国へ要望活動を行い、公共下水道事業を継続していきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 下水道事業は、使用料だけでは汚水処理の費用が賄えない、こういった現状であって、国・県及び他会計からの補助金頼みであるが、現状においては国への要望に対して2割ほどが減少されている。しかし、要望額に見合う補助金が確保できれば、計画どおり令和12年度には整備が見込まれると、こういった今の答弁でありますけど、今の答弁の中に、市債の残高の報告がありませんでした。現在、下水道事業の起債残高は、令和6年度末において約90億円膨らんでおります。一般会計と合わせた市債残高は約240億円となって、市の償還金も年々増えていきます。目的税である都市計画税を導入し、この財源に充

てることが解決策の一つではないかと思っております。

ここまでは、令和6年度一般会計と企業会計の決算結果に対する認識と下水道事業の今後の展開について伺ってきましたが、非常に厳しい状況が今後も続くことが確認をできました。

それでは次に、合併後、本市の財政がどのような形で今日まできたのか、振り返ってみたいと思います。

そこでまず、合併時の平成18年度と令和6年度における主な歳入と歳出について伺います。

歳入については、市民税と固定資産税、歳出については義務的経費である人件費と扶助費についてどれくらい違ってきたのか、これを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 市民税につきましては、平成18年度は26億1,362万1,035円、令和6年度は30億6,619万1,442円で4億5,257万407円の増加、固定資産税につきましては、平成18年度は34億2,269万4,358円、令和6年度は55億4,727万9,144円で21億2,458万4,786円の増加でございます。

また、義務的経費の人件費につきましては平成18年度は26億400万8,000円、令和6年度は37億1,243万8,000円で11億843万円の増加、扶助費につきましては平成18年度は13億3,059万9,000円、令和6年度は44億5,624万7,000円で31億2,564万8,000円の増加でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 歳入について、固定資産税は約21億円増加しているが、歳出である扶助費は31億円ほど増加していると、そういうことで、歳入が歳出に追いつかない現状であることが分かりました。

そこで、合併以来、来年で20年を迎えますが、この間どのように弥富市は財政運営を行ってきたのか、本市の財政運営状況について私なりの見解を少し述べさせていただきます。

村田財政課長、しっかり聞いておいてくださいよ。

国からの財政支援である地方交付税は、普通交付税と特別交付税を合わせたものが交付されますが、一般的に財政力によって交付される普通交付税について述べさせていただきます。

現在、国税として所得税、法人税、酒税、消費税が国税4税として国が地方に代わって徴収している地方税があります。本来は地方の固有財源であります。地方自治体間の財源の不均衡を調整し、全ての地方自治体が一定の水準を維持できるよう、財源を保障する見地から国税として国が自治体に代わって徴収し、一定の合理的な基準によって各自治体に再配分する制度、これが普通交付税制度であります。

そして、普通交付税は、標準的な一般財源としての基準財政需要額から基準財政収入額、これを引いた財源不足額を交付するものであります。また、自治体の財政状況を分かりやすくするための目安として財政力指数というものがありますが、これは基準財政収入額を基準

財政需要額で割ったこういった値で、数値が高いほど財政力があるということを示す数値でありまして、3か年の平均値で算出をしております。

本市において、合併直後の平成19年度は1.02、20年度は1.07、21年度は1.10、22年度は1.06、23年度は1.02であり、合併以来23年度までの5年間は1.0以上で普通交付税をいただくことができない不交付の団体でありましたが、平成24年度からは0.99から毎年度低下して、令和5年度、6年度においては0.92となっております。

財政力指数が1.0を超えている年度においては、一般的には普通交付税はもらえませんが、本市においては十四山村と合併したことによって、合併算定替という特例によって財政力指数が1.0以上であった平成19年度から23年度までは、臨時財政対策債と合わせると約10億から15億円いただいております。その後、財政力指数が0.99から0.98と下がっても、非常に高い値ですね、こういった高い数値のときでも、合併算定替によって11億円ほどいただいております。

令和3年度からは、この合併算定替も終わって、本来の弥富市一本算定による普通交付税が適用されますが、この頃か財政力指数も0.96、0.94、0.92と毎年低下してきましたが、令和6年度においては臨時財政対策債も含め約7億円しかいただいております。

ちなみに、特別交付税を除いた普通交付税だけを近隣他市と比べてみますと、令和5年度において、津島市さんは約33億4,000万円、あま市さんは約54億3,000万円、愛西市さんは約54億7,000万円いただいております。本市においては、令和5年度は約6億1,000万円で、本市が近隣他市に比べていかに少ないか、こういったことが分かります。

それでは、平成18年度から令和2年度までの15年間に合併算定替による交付税をどれだけいただいたのか、総額を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 平成18年度から令和2年度までに交付された普通交付税の合併算定替後の総額は約66億8,000万円で、弥富市としての一本算定による交付基準額の総額は約13億3,000万円となっており、その差額は約53億5,000万円でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 合併算定替によって約53億5,000万円いただいていたと、こういうことでございます。

では次に、起債について、借金について伺います。

合併後15年間は、事業費に適用できる充当率90%、交付税措置率40%の合併推進債、また防災対策等事業として事業費の充当率が100%で、交付税措置率70%と有利な条件での起債ができる緊急防災・減災事業債を利用して、この新庁舎の建設、そして新火葬場の建設を推進してきました。

また、普通交付税の代替措置として、借金ではありますが、交付税の一部として措置される臨時財政対策債の発行可能額のほぼ満額を発行して、一般財源として使ってきました。

それでは多いときにはどれぐらいの額を臨時財政対策債として発行してきたのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 臨時財政対策債の発行可能額が最も多かったのは、平成22年度9億1,635万2,000円で、これに対して実際に発行した額は9億1,600万円でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 最大で、平成22年度に約9億円いただいていたと。借金ですけど、使い道は自由ですから、一般会計に入れて様々な事業費に充てていた、こういうことですね。このように多くの普通交付税をいただき、平成19年度を除いて発行可能額のほぼ満額を臨時財政対策債として発行して、ある意味、楽な財政運営が行われてきました。

しかしながら、合併から15年が経過したことによって、令和2年度に合併算定替の優遇措置、起債においては合併推進債の適用も終わり、これらの財源がほとんどなくなった厳しい財政状況の中で予算を組んできました。令和2年度から4年度にかけてはコロナ対策として国から多額の財政支援をいただき、そして市においては各種事業の中止、こういったものが続いて財源の確保ができておりました。結果として、コロナ期間の令和2年度から4年度までは実質単年度収支も黒字で財政調整基金を積み増すこともできましたが、コロナが終息した令和5年度からは実質単年度収支は赤字に戻って、6年度決算においても赤字の結果が出ております。

以上のことから、財政力指数が0.98から1.10といった高い数値のときでも、普通交付税、特別交付税、そして臨時財政対策債を合計した額は、多いときには12から15億円いただいております。合併算定替が終わった令和3年度からは交付税の算定が弥富市単独の一本算定となって、現在では令和4年度が11億1,700万円、令和5年度が8億2,400万円、令和6年度が8億5,200万円と減少をしてきております。現在では、財政力指数が低くなってきているにもかかわらず、国からの交付税が非常に少なくなってきております。

また、臨時財政対策債は、令和5年度が6,240万、6年度が2,590万円と歳入額が大幅に減少する中で、これまでに借入れをしてきた借金の返済、返済金の償還額は令和5年度は4億7,300万円、6年度は4億7,000万円と多額の借金の返済が生じておって、これが財政を圧迫していると、こういう現状であります。

今後も、このような臨時財政対策債の多額の借金返済状況が続くものと思われませんが、その一方で、一般会計における市債の残高は減少することになります。平成27年度末の残高が約59億でしたけど、全体の54%を占めておりましたが、令和6年度末においては約37億円となって、市債残高の25%を占めることになっております。

ここまでの、合併以来今日までの本市の財政状況の推移として私見を述べさせていただきます。

村田財政課長とは、市の財政についてよく議論しておりますので、今の私の視点については理解していただいていると思いますが、御指摘があれば後日指摘していただければと思います。

本市においては、ずうっと以前からですけど、市民の方が市役所へ要望に行くと、金がない、金がないからできませんというのが弥富市の回答であると聞いておりました。そして、皆さんはこのように言われます。市税は順調に伸びている、財政力もあるのに、なぜ市民の要望がすんなりとかなえられないのか、市民の皆さんは不思議がっています。

これは、これまでの質問の中で申し上げたとおり、国からの財政支援が少なくなってきたからだとは思っております。7月に行われた議会カフェにおいても、市の金の使い方については、JR自由通路、まちなか交流館のリニューアル工事よりも、猛暑日が続く、異常な暑さに伴う災害対策として、避難所となる小・中学校体育館へのエアコンの設置、さらには避難所への災害対策の備品の充実、こういったところへお金を使うべきであり、優先順位が違うんじゃないかと、こういった御意見を伺っております。

今年のように40度近い暑さの中では当然出てくる話でありまして、中学校においては部活での日常的な使用、そして災害時には避難所としての役割を果たすため優先すべきと思っております。

JR自由通路事業、よつば小学校建設事業等の大型事業については、議会のほうで財源についてもしっかりと議論をした上で議決をし、進めておりますので、計画どおり進めなくてはなりません、その他の事業については、やはり優先順位をしっかりと再考した上で、市民の皆様の要望に沿うよう進めなくてはならないと思います。まずは、行政改革により行政効果額を捻出することだと思っております。

そこで、次は行政改革について伺います。

合併時の平成18年度に第1次行政改革がスタートし、令和5年度に第4次行政改革が終了して、令和6年度から令和10年度までを期間とする第5次行政改革がスタートをしておりますが、まずは第4次行政改革について伺います。

議場の皆さんは、資料の2と3を御覧いただきたいと思っております。

第4次行政改革は、第2次弥富市総合計画後期基本計画と第5次行政改革大綱のスタートを同時にするため、1年間延長して、平成30年度から令和5年度までの6年間行われました。第4次行政改革において設定した効果額の目標値と実績値は幾らであったか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 第4次行政改革大綱におきましては、歳入歳出見直しによる効果

額の合計として11.1億円を目標値に掲げておりましたが、平成30年度から令和5年度までの実施計画及び取組状況では、平成30年度は8,640万4,000円の目標値に対し6,386万円の実績値、令和元年度は8,489万2,000円の目標値に対し6,099万7,000円の実績値、令和2年度は4,489万7,000円の目標値に対し4,357万円の実績値、令和3年度は4,868万5,000円の目標値に対し5,588万2,000円の実績値、令和4年度は5,041万3,000円の目標値に対し5,003万円の実績値、令和5年度は5,453万4,000円の目標値に対し6,059万3,000円の実績値となりました。実績値の合計は3億3,493万2,000円となります。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） それでは次に、第5次行政改革について伺います。

第5次行政改革においては、財政運営上の課題として、先ほど質問しました実質単年度収支と財政調整基金の減少及び経常収支比率の上昇による財政の硬直化を掲げ、その対策として補助金の見直しをはじめ、ネーミングライツ、バナー広告、ふるさと納税、未利用地の活用、さらにこのたび公共施設の使用料適正化に関する方針も示され、受益者負担の原則に従って適正な使用料に改正されております。

これらの取組により、行政効果額を年1億円という高い目標値を掲げていますが、効果額の目標値を毎年1億円に設定した根拠と設定の内容について伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 第5次行政改革大綱を策定した令和5年度の中期財政見直しにおいて、令和5年度と令和10年度における基金繰入額を比較したところ、5年間で約4.5億円の増加があることから、1年間で約1億円の追加財源が生じるものと判断し、第5次行政改革大綱の目標値を1億円と定めたものでございます。

そのため、第5次行政改革実施計画では、改めて全職員が一丸となって行政改革に努め、新たな取組の拡充を着実に積み重ねることで、計画の最終年度となる令和10年度には1億円の目標値を達成できるように取り組んでいるところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 令和6年12月に発表されました第4次行政改革大綱において、歳入歳出の効果額を平成30年度から令和5年度までの6年間の行政効果目標値約11.1億円に対して、実績値が3億3,500万円ということで、7億7,000万円ほど目標値に届いておりません。この結果を踏まえ、第5次行政改革大綱では、基金繰入金不足額4.5億円を補うため、効果額の目標値として1年間で1億円と定めたという答弁でありました。

つい先日ですけど、令和6年度の効果額がホームページ上に掲載をされました。皆さん、お手持ちの資料には記載されておきませんが、効果額は6,239万9,000円で約1,000万円目標値を上回っております。最終年度において、1億円の効果額を目指すという強い決意と熱意

を感じておりますので、ぜひ最終年度で年間1億円の効果額が積算できるよう、企画政策課が中心となって全庁一丸になって取り組んでいただきたいと思います。

佐藤課長、企画政策課だけの力ではできませんので、各課横断の共通認識をして連携をお願いしておきます。

次に、公有財産の利活用について伺います。

本市は、普通財産、公有財産を含め未利用地がたくさんあります。これらの公有財産を売却することは、財源確保に向けては大いに期待できる取組であります。本市は、現金預金は少ないんですけど、資産はたくさんあります。財政が厳しいときには、これら資産を処分することも行政改革の一つでありますので、早急に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の質問であります9問目の十四山中学校跡地利用整備方針（案）における防災面の措置について質問通告しましたが、この後、同じ内容の質問が地元の早川議員から提出されておりますので、早川議員の中でしっかりとした答弁をいただければと思いますので、この質問を取り下げ、次の質問に移ります。

財源確保に向けては、まずは行政改革、公有財産の利活用、そして財政計画を立てて取り組むこと、これらの取組は非常に大事であります。ここに来てもう一段高いレベルでの歳入確保を考える段階に来ているのではないかと思います。それは、都市計画税を導入することです。

なぜ、私が都市計画税を持ち出したかといいますと、私は常々、市民生活、市民サービスの平等が大事であるということを申し上げております。市民からいただいた税金は市民全員のものであり、公平・公正に使わなければなりません。税金を市民のためにどのように使っていくのか、それを議論するのはこの議会の場です。

私は、市の税金については2つの使い道があると思っております。一つには、医療、介護、福祉、教育といった事業の目的別と、もう一つは市外区域、市街化調整区域の地域別の事業であると思っております。現状において、この地域別での市税の運用がうまく行われていないのではないかと思います。やはり市政運営は人への配慮が中心ですから、人の多いところにお金が使われます。これは仕方がないことであると思っております。市の中心部である市街化区域には、下水道整備、都市計画道路整備、土地区画整理事業等に多額の事業費がかかり、そのため市街化調整区域への事業対応が十分できていないのが、現状における弥富市の市税の使い方であると思っておりますが、この点に関して市の見解を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 下水道事業や自由通路等整備事業を含む都市計画道路事業、土地区画整理事業等の都市計画事業は、その事業規模の大きさに伴い、事業費も大きなものとなります。限られた財源の下では、義務的経費を除き、市街化調整区域の事業だけに限らず、

事業の選択を余儀なくされることとなります。このような状況の中、本市全体で市民サービスを効率的に提供するための予算編成を行ってはおりますが、その一方で、都市計画事業をはじめとする普通建設事業費が抑制されていることも事実でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） それでは、次に都市計画税を課税している自治体の市街化区域において、一般的な都市計画税の使い方として具体例を挙げて説明してください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 都市計画税は、目的税という性格から、その充当先が限定され、その用途を予算決算において明示する必要があります。充当先といたしましては、都市計画法第59条の規定による認可または承認を受けて行われる都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業となります。必ずしも新設に限られるものではなく、既存の都市施設のバリアフリー化、老朽化対策、耐震補強等を含む改修や更新事業も含まれます。ただし、保守点検や清掃等のみを行う事業には充当できないとされております。

具体的には、都市計画道路事業、公共下水道事業、都市公園事業、土地区画整理事業を含む市街地開発事業など都市計画事業の新設費、改築・修繕費及び維持管理費の一部などに充当されております。また、それらの事業に伴う公債費や土地区画整理組合に対する市の助成金に充当することもできます。

このように、都市計画税は都市計画事業に係る予算の安定的かつ効率的な確保が可能となり、都市計画税の導入により生み出される一般財源を他の事業予算に充てることができるため、市全体においてより質の高い市民サービス等を安定的かつ効率的に提供し続けることが可能となります。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 愛知県下38市において、都市計画税を取っていないのは本市と愛西市だけであります。愛西市が都市計画税を取っていないのは、市街化区域が市全体面積の4.7%と非常に少ないためからだと思います。それに比べ、本市よりずうっと財政力がある豊田市、みよし市、安城市、刈谷市、東海市といった市においても都市計画税を課税し、その税金を使って市街化区域に住んでみえる市民の生活環境の向上に努めております。

このようなことから、都市計画税を取らない弥富市のほうがむしろ不自然に思われております。税額としては、およそ市税の5%から8%を占めております。本市においても、同じような市税の徴収、そして適正な税金の使い方を行って、もっともっと市民サービスの向上に努めるべきだと思います。

令和6年度決算、中期財政見通し、そして今私が申し上げたことをしっかりと検証して、今後予定されている市政報告会等において、財源確保と市税の使い方について、市民の方に

その場でしっかりと市長としての考えを述べていただければと思いますが、それではその市政報告会はどのような形で行う予定か、この点について市長に伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本市の主要な施策や今後の方針などについて、財政状況を踏まえながら、私から直接市民の皆様の説明のために、本年11月22日土曜日に市政報告会を午後4時から総合福祉センターで、また午後7時から南部コミュニティセンターで開催するよう今準備を進めているところでございます。今後、準備が整いましたら、市広報紙、市ホームページ及びSNSで報告内容の情報を提供してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 市長、今の説明によりますと、1日限りですよね。それで、北部、南部2か所と、こういう説明ですけど、弥富市は北部、中部、南部、3つの大きな地域に分かれているわけですよ。これはぜひ3地域で行うのが私は当然じゃないかなと思っております、もう一度その辺を御検討いただければと思っております。

6月議会において、本市の財政を凶る上でもう一つの財政指標として、令和5年度の財務4表が報告をされました。これは、企業会計に基づく財務書類であります。議会の役目としては、議決した予算が適切に使われたのかを審査することでありましたが、企業会計による財務4表を作成することによって、公共施設の統廃合の検討、ライフサイクルコストを踏まえた予算編成への活用の充実につなげ、また他市との財務状況の比較が財務4表を用いることによって可能となりました。

現在においては、現金の支出を伴わないコストである減価償却費、退職手当引当金等、またこれまでの行政活動によって形成された道路、学校、公園等の資産がどれくらいあるのか、あるいは将来支払わなければならない負債がどれくらいあるのかといった資産、負債の把握ができるようになったということであり、これも今後の財政運営に生かしていかなければなりません。

そこで、令和5年度の財務4表から見た本市の財務状況について、行政コスト計算書にあります行政コストについて、他市との比較を交えながら見解を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 行政コスト計算書は、1年間の人的サービスや給付サービスなどの資産形成につながらない行政サービスに係る経費を経常費用として、その行政サービスの対価として得られた財源を経常収益として把握することができます。

この行政コスト計算書の数値を住民の数で除すことで、住民1人当たりのコストを算定することができます。令和5年度決算における本市の純行政コストは約160億円で、住民1人当たりの純行政コストは36万7,000円でございます。住民1人当たりの純行政コストを比較

しますと、近隣市の津島市は37万5,000円、愛西市は38万2,000円、あま市は34万6,000円、県内の類似団体である岩倉市は32万5,000円となっており、当市の行政コストは近隣と同等の水準と考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 近隣に対しては、同じレベルであるということが分かりました。

それでは次に、本市において、令和5年度では1人当たりの行政サービスを受ける当事者本人の受益者負担割合は3.1%であります。令和元年度からの推移と類似団体及び近隣市町村と比べてどうなのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 受益者負担率は、行政コスト計算書の経常収益と経常費用を比較することにより、行政サービスの提供に対する受益者負担の割合を算出するもので、本市の受益者負担率は、令和元年度は3.5%、令和2年度は2.4%、令和3年度は2.9%、令和4年度は3.2%、令和5年度は3.1%でございます。

令和5年度における他団体との比較でございますが、津島市は2.6%、愛西市は2.5%、あま市は3.0%、岩倉市は4.0%となっております。

また、現時点で比較が可能な令和4年度までの類似団体の平均を見ますと、令和元年度は4.8%、令和2年度は3.5%、令和3年度は4.4%、令和4年度は4.8%と、類似団体平均よりも受益者負担比率は低くなっております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 受益者の負担割合については、本市は他市に比べて同等もしくは低いということが分かりました。

先ほども触れましたが、このたび公共施設使用料・手数料の見直しによって受益者負担の適正化を図る公共施設の使用料適正化に関する方針（案）も示されましたが、これは経常費用の増加及び経常収益の減少によるものなのか、あるいは受益者負担割合に対する考え方によるものなのか、その辺りについて見解を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 公共施設の使用料適正化に関する方針の改正は、令和8年度の弥富まちなか交流館のオープンに合わせて、弥富まちなか交流館以外の施設につきましても、営利目的や市外の方でも利用できるよう、利用規制緩和の内容を新たに定めるとともに、第5次弥富市行政改革実施計画で重点課題として掲げた施設利用者数の減少及び施設維持費の増加に対応するべく見直しをすることを目的としております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 受益者負担率が、平均値以内であれば見直しは必要でないと思って

おりましたけど、改正の理由が、施設利用者数の減少及び施設維持管理費の増加に対応するための見直しであると、こういう答弁でありますので、そのように理解をしておきます。

本市において、税収は幸い順調に上がっておりますが、それ以上に生活保護をはじめとした扶助費、社会保障関連等の歳出額が増えており、厳しい財政状況にあります。公会計による資産と負債の側面から、市政運営を進めるべき行政財産の整理、指定管理者制度の拡大等行政のスリム化を目指すべきと思います。

私も、市民の方からお手紙やメール、地域の会合、そして議会カフェでも御意見をいただいておりますが、市は金の使い方の順番を間違えてるんだと、こういうことが非常に多く聞かれております。間違っていないと思うんですが、捉え方によってそうなりますので、しっかりその辺のことを考えていただきたいと思います。現在の市政運営からは、そういった金の使い方が、そのような動きが見られず残念であるといった、こういった内容が多いということでもあります。

最後に市長に伺います。

私は、6月議会において都市計画税についての質問に対し、市長は弥富駅前周辺整備をはじめとする今後のまちづくりを進めていく上で重要な財源になると考えており、継続的な課題として検討を進めてまいりますと、このように答弁をされております。

そこで、今回はもう一步踏み込んで、都市計画税の導入についての考えを伺います。

まず、愛知県下38市の中で、都市計画税を導入していないのは本市と愛西市だけあります。愛西市については、先ほども述べましたが、市街化区域そのものが非常に少なく導入できる状況にないこと、都市計画税を導入している愛知県下36市において、財政力指数が本市よりずっと高い1.34の豊田市、1.34のみよし市、1.26の東海市、1.25の安城市、1.24の刈谷市をはじめとする愛知県下17の市は、財政力指数が本市より高く財政力がある市であります。そういった財政力のある市でも都市計画税を導入しているということ、それから、その財源を基に市民サービスの向上に努める行政運営を行っていること、他市から見れば財政力指数が1.0にも満たない0.92の弥富市は、何で都市計画税を導入しないのか、このように不思議に思われていると思います。導入しないでも、市民サービスが十分されていれば導入する必要はありません。残念ながらそうでないのが現状であります。

決算時には、議会に対して歳入歳出決算書とともに健全化判断比率報告書が提出されますが、その中に将来負担比率が記載されています。将来負担比率とは、本市が将来支払っていく現時点における借金の残高を指標化したもので、値が高いほど財政を圧迫しております。令和6年度決算では95.4%と愛知県下で2番目に高い数値を示しております。要は、標準財政規模に対して借金の総額が多いということです。中期財政見通しでは、令和11年度には136%を見通しておりますし当然公債費も増えていきますがこれ返済しなければなりません。

新しい税をいただくのは確かに心苦しいと思います。しかしながら、市政を円滑に進めるためには、持続性のある十分な財源が必要であります。このことについては、市民への十分な説明と対話が必要でありますし、また議会においても十分な議論が必要であります。その辺りも含め、今後の財政運営と財源問題を含め、都市計画税の導入も視野に入れ、どのような考えで進めていくのか、市長に伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 平野議員からは、これまでの財政運営について、また今後の新たな財源確保について、様々な角度から御質問をいただいたところでございます。

中期財政計画における今後の見通しとして、歳出につきましては、扶助費、公債費といった義務的経費や国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業への繰出金の増加が見込まれるほか、施設の老朽化への対応も喫緊の課題となっております。大きな財政負担を伴うことが予想されております。このような状況に対応していくためには、財源確保に向けた取組は、持続可能な財政運営にとって非常に重要なものと認識しており、私といたしましても、これまで以上に財源の確保について市内での意識づけをしていくために、課長会で各部課長に収納率向上への取組の強化を指示したところでございます。

ほかには、歳入確保の取組といたしまして、公有財産の処分や有効活用、ふるさと納税やネーミングライツの推進など、多様な方法での財源確保を行うとともに、事業の実施に当たっては、国や県の補助制度の有無を検証しながら確実に活用することや、交付税措置のある地方債の利用など、本市の財政に有利な財源の確保に努めてまいります。

なお、都市計画税につきましては、6月議会の答弁の繰り返しになるわけですが、弥富駅周辺整備をはじめとする今後のまちづくりを進めていく上で重要な財源となると考えておりますので、継続的な課題として検討をまいります。

なお、今現在、第2次弥富市総合計画も後期の折り返しにあるわけですが、令和11年度から始まります第3次弥富市総合計画におきまして、この都市計画税につきましては、そちらで盛り込んでまいりたいと今考えているところでございます。これから様々な自治体等の都市計画税につきまして、意見書をまた勉強していきながら、そちらの方向に進んでまいりますので、また議員の皆様方にも御協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 9月議会が終わると、各課で来年度予算に向けての協議が始まります。当然、市長も考えてみえますが、私としては、今年40度近い暑さが続いた異常な暑さですね、今後も予想されますので、その暑さ対策として、子供から高齢者に至るまで有効な暑さ対策をすること、そして今年1回だけ発生したんですが、線状降水帯、これによる浸水災

害対策、この2点が市民の命を守る対策として非常に重要であると思っております。この間も四日市のほうではすごいことが起こりました。当然、ちょっとずれば弥富でも起こりますので、そうするとこの間のような対策では間に合わないということです、しっかりとその対策事業を進めていただきたい。これはお願いしておきます。

未利用地の売却については、いつきの財源確保にはなりますが、弥富市の顔となる駅前整備事業、それに続くまちづくり事業、これを考えますと、やはり持続可能な安定財源の確保が必要であります。このような事業を遂行するために、必要な財源が都市計画税というものでありますので、見えを張っている場合じゃないと思うんですよ。本市の財政力指数は、平成21年度1.1あったんです。それが今の5年度、6年度では0.92となって、合併以来最低の数値となりました。今の財政力指数では、海部地域では確かにトップで断トツですので、弥富市はいいな、財政力あるなというようなお褒めの言葉をいただいておりますが、実際は違っているということを確認していただきたいと思っております。

仮の話ですけど、市長から都市計画税の導入をお願いしたいと、そういった条例案が上程されたとしても、これ私は賛成しますが、議会の皆さんが反対すれば、これは通りませんので、そういったことを議会においてもしっかりと今後の弥富市の運営について勉強して対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いをしておきます。

あと2分ですか。今言えることは、一宮西港道路の開通を軸として、鍋田埠頭の第4、第5バースの供用開始となれば、背後地の有益な土地利用を行うことによって、弥富市の発展はすばらしいものになることは、これは間違いありません。

安藤市長も、本市の将来を見据えて、第4、第5バースの新設に向けては国へ、本当にしっかりと要望活動をしてみえるということは私も知っておりますし、目にしております。今後も期待しておりますので、本市発展のためにさらなる御尽力をいただくことをお願い申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午前11時20分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、柴田英里議員。

○2番（柴田英里君） 2番 柴田英里でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

近年、社会構造の変化などを背景に、地域、家庭、職場といった生活の様々な場において、

支え合いの基盤が弱まってきています。特にコロナ禍において、人と人との関わりが薄れ、コロナ禍以降においても地域のつながりが以前に比べて非常に希薄になっているように感じます。このような状況も相まって、周りから孤立し、生活に課題や困難を抱えながら、誰にも相談できない、また適切な支援に結びつかないなどにより問題が深刻化するケースが増えてきているのではないかと考えます。

このように、様々な課題を抱えながらも、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができる、いわゆる地域共生社会の実現が重要とされており、皆さん御承知のことと思います。

このように、地域共生社会の実現を目指すため、本市におきましても、地域福祉の推進計画である地域福祉計画の策定に着手されたものと認識しておりますが、今回は、昨年度と今年度の2年をかけて策定を進められているその地域福祉計画について、再度勉強も兼ねてお伺いいたします。

初めに、地域福祉計画については、これまでも堀岡議長、江崎議員が度々一般質問されておりますが、改めて地域福祉計画とはどのようなものなのか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 地域福祉計画とは、社会福祉法第107条において市町村が策定するよう努めるものと規定されている市町村地域福祉計画のことで、本市における今後の地域福祉に関して基本的施策の方針を定めるものでございます。この地域福祉計画は、高齢者、障がい者、児童など分野別の各福祉計画の上位計画として位置づけられており、各分野共通して取り組むべき事項を定めることとされております。

また、地域共生社会の実現に向けて、地域生活課題等を踏まえ、地域福祉を推進するための目標を設定し、市民、関係機関、行政が一体となり、地域課題の解決に向けた支援体制や仕組み、地域資源の整備を計画的に推進するものであります。

なお、同じく地域福祉の推進を目的として、市社会福祉協議会が中心となり計画化することとされている地域福祉活動計画について、本市地域福祉計画との一体的な策定を進めているほか、地域生活課題の解決をより効果的、効率的なものとするため、重層的支援体制整備事業実施計画、成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画につきましても、今回策定する地域福祉計画に包含する考えでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 続きまして、ほかの計画、重層的支援体制整備事業実施計画、地域福祉活動計画、再犯防止推進計画、成年後見制度利用促進基本計画とはどのようなものなのか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） まず、地域福祉活動計画につきましては、地域住民や福祉活動を行う団体等が地域福祉の担い手として主体的に策定する民間の活動行動計画とされており、社会福祉法第109条において地域福祉の推進を図ることを目的としている社会福祉協議会が中心となり策定するものであります。

この地域福祉活動計画と地域福祉計画は、ともに地域福祉の推進を目的とした計画であり、市民の参画を得ながら策定するものであるため、内容の一部や策定過程を共有するなど、相互に連携を図ることが必要とされていることから一体的に策定していく方針であります。

次に、重層的支援体制整備事業実施計画ですが、社会福祉法第106条の5において市町村が策定するよう努めるものと規定されており、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制等に関する事項を定める計画であります。

次に、成年後見制度利用促進基本計画ですが、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項において市町村が定めるよう努めるものと規定されており、国の基本計画を勘案の上、成年後見制度の利用の促進に関する施策について定める基本的な計画であります。

最後に、再犯防止推進計画ですが、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項において市町村が定めるよう努めるものと規定されている地方再犯防止推進計画のことで、再犯の防止等に関する施策について定める計画であります。

これら関連する諸計画については、地域福祉計画に包含することにより、地域生活課題に対応する施策等を総合的かつ包括的に進めていく基盤になるものと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 一緒に策定するそれぞれの計画概要は、今の説明である程度把握することはできました。

それでは、本市の地域福祉計画策定までの道筋についてお伺いします。

本市の計画は、令和6年度及び令和7年度の2か年をかけて策定されることになっていますが、昨年度に取り組みされた内容についてどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 令和6年度につきましては、まずは庁内の関係課長及び関係機関の職員で構成する地域福祉計画策定に係る関係機関調整会議を立ち上げ、年3回開催し、主に策定委員会の資料作成に向けて横断的に協議を行いました。また、保健医療、社会福祉、高齢福祉、障がい福祉、児童福祉、教育、地域団体等の関係者が委員として構成しております弥富市地域福祉計画等策定委員会を設置し、年2回開催いたしました。

第1回策定委員会では、地域福祉の課題抽出等のため、必要となる弥富市の地域福祉に関するアンケート調査案に対しまして、各分野の委員から御意見をいただき、修正した調査票

により、令和6年11月に16歳以上の市内在住者1,500人を対象としたアンケート調査を実施いたしました。その結果、有効回答率としては約36.7%、550人の方から回答を得ることができました。

また、本年1月には、支援活動や地域活動に取り組んでおられる各種関係団体の皆様にアンケート調査の御協力をお願いし、福祉の課題や施策等について様々な御意見をいただきました。

第2回策定委員会では、これらアンケート調査結果の報告を行ったほか、アンケートから見えてきた地域生活課題の把握・分析結果に対し御意見をいただきました。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 答弁より、昨年度はアンケート実施に向けた会議の開催やアンケート調査の実施、結果分析までされたということですが、アンケートはどのように行われたのですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 市民を対象としたアンケート調査につきましては、地域福祉の現状や市民のニーズ、考え方、取組状況等を把握の上、新たに策定する地域福祉計画の基礎資料とすることを目的とし、本市に居住する16歳以上の市民から無作為抽出した1,500人を対象に、令和6年11月8日から11月29日までを調査期間として郵送による配付を行いました。

回答方法につきましては、郵送による回収のほか、インターネットによるウェブ回答も可能としました。

回収結果は、郵送回収が433件、ウェブ回答が119件、合計552件のうち2件が無効回答であったため、有効回答数は550件となっております。

また、関係団体を対象としたアンケート調査につきましては、主にボランティアなどで支援活動や地域活動に取り組んでおられる25団体を対象に、本年1月16日から2月3日までを調査期間として、郵送による配付及び回収を行い、14団体から回答を得られました。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） では、それらを受けて、今年度はどのように取り組まれているのでしょうか。現在の進捗状況も含め、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本年度につきましては、地域福祉計画の策定過程において、地域住民等の参画が重要とされていることを踏まえ、本年7月に中学校区単位で地域住民懇談会を開催し、地域における課題とその解決策について、参加者の皆様にグループワークを通じ、様々な御意見をいただきました。

これまでに実施したアンケート調査や住民懇談会等でいただいた御意見を踏まえ、把握した課題や解決に向けた方策等を今後策定する計画に盛り込むことを念頭に、弥富市地域福祉計画の全体像とも言える骨子案を9月5日に開催した第3回目の策定委員会に提示をし、委員の皆様から御承認をいただいたところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 7月に中学校単位で懇談会を開催されたということですが、地域住民懇談会にはどのような方が参加され、どのような内容であったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 地域住民懇談会につきましては、地域福祉に関する現状や課題を把握し、今後の施策の検討に活用することを目的とし、本年7月24日に弥富中学校地域といたしまして、桜、日の出、大藤、栄南、十四山東部、十四山西部の地区の方を対象に、翌7月25日に弥富北中学校地域としまして、白鳥、弥生の地区の方を対象に開催し、2日間で計36名の方々に御参加いただきました。

参加者につきましては、一般参加者、区長代表、民生児童委員、認知症地域支援推進員、地域団体の皆様に御参加いただいたほか、愛知学院大学心理学部教授、弥富市地域包括支援センター長、厚生労働省の重層的支援に関する検討委員会委員を務められた経験もある春日井市地域共生推進課長の3名の方にオブザーバーとして御参加いただきました。

懇談会では、各地区における課題や困り事、またそれらの解決に向けた取組についての意見交換を行い、グループワーク終了後には、ファシリテーター役を務めた弥富市社会福祉協議会の職員からグループ発表がございました。

地区の状況は異なるものの、地域や世代間のつながり、相談や情報発信の仕組み、ボランティアなどによる支え合い、安心・安全なまちなどのキーワードが各グループから共通して上がっていたことから、これらを踏まえた上で、計画の基本目標及び基本施策を策定していく考えでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 地域住民懇談会では、各地区の参加者が地域の実情や課題及び解決に向け、様々な御意見をいただいたということが認識できました。

それでは、今後の策定までのスケジュールについてお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 今後のスケジュールでございますが、本年11月下旬に第4回目となる策定委員会の開催を予定しており、委員の皆様には詳細な計画素案を提示し、御協議いただくこととなります。その後、御承認いただきました計画素案を令和8

年1月頃に公表し、パブリックコメントとして市民の皆様等から広く御意見を募集する予定であります。パブリックコメントでいただいた御意見を参考に、修正を行った最終的な計画案を令和8年3月に開催予定の第5回目の策定委員会で提示の上、御承認をいただきましたら策定完了となります。

策定後は、市ホームページにおいて公表するほか、議員の皆様には電子データで配付をさせていただく予定であります。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 策定までの流れについて認識いたしました。

それでは、地域福祉計画の策定後、定期的な見直しや改善はどのように行う予定でしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 現在策定を進めております第1期弥富市地域福祉計画は、令和8年度から令和13年度までの6年間を計画期間としておりますが、社会情勢の変化などがあつた場合は、必要に応じて見直しを行うほか、社会福祉法において調査、分析及び評価を行うように努めると明記されていることから、計画の推進体制や進捗管理の方法について、今後の策定委員会にて協議を行う予定でございます。

また、計画策定後は、分野別の各福祉計画との調和を図りつつ、PDCAサイクルを踏まえた進行管理により、計画期間における施策等の推進と目標の達成に向けた課題等の分析や評価を適宜行いながら、複雑化・複合化する地域生活課題の解決に向けた包括的な支援体制を構築の上、地域福祉の推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 今回の一般質問により、社会構造の変化に伴う課題解決及び地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の意義を改めて確認することができました。

愛知県の中において、この地域福祉計画を未策定の市は、本市を含め僅かと聞いております。策定に後れを取つたかもしれませんが、既に策定済みの他市の計画を参考にできるという強みもあるかと思つたので、よりよい計画が出来上がることを心より御期待申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午前11時45分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時39分 休憩

午前11時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、平居ゆかり議員。

○4番（平居ゆかり君） 4番 平居ゆかりでございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

先日、あるスポーツ団体の方から相談を受けました。「いつも社協センターでスポーツを楽しんでいるが、ここで大会を開催すると、トイレが完全に洋式化をしていないため、女子トイレでは和式を利用したくない、あるいは利用できない高齢者が、休憩中に洋式を求めて列になることがある。せかされたり、急いだりしないといけなくなり、気持ちよく試合ができない」というような内容でした。実際、社会教育センター2階総合体育館の北側の女子トイレでいえば、8つもある個室の中で、現在洋式化できているのは1つです。また、私が活動をアップしているインスタグラムにおいて、社協センターの洋式化をなるべく早急にやってほしい。何かしらの行事があり、和式は体が痛むそうでと心配をされているコメントをいただいております。

実は、そのときのインスタグラムの内容といたしましては、これほど暑い体育館でスポーツを気持ちよく行うためには絶対空調が必要ですと、共にスポーツを楽しんだ方との会話をアップさせていただいており、空調のことは確かに、市民の皆様からしても一番に要望したい部分ではあるかと思っております。

この件に関しまして、今日に至るまでほかの先輩議員の方々もたくさん質問されていることでもあります。また、学校体育館も国からの補助金創設を含めた積極的な設置の推進や要請があることもあり、本市も導入に向けて順番に計画いただいているはずであると思っております。

熱中症の救急搬送も増え、もはやこの殺人的な暑さの中で空調なくスポーツをすることはどうということなのか誰もが簡単に理解できることかと思えますし、防災の方面からの必要性も含め、ほかの大型事業等との優先順位を精査しながら進めるとしっかりお聞きしておりますので、子供も大人もスポーツの充実を含め、市民の健康を守る健康都市宣言を行ったまちとして、ここは必須と捉えておいていただきたく思っております。

まずそれをお伝えしておきまして、本日、もう一つの要望でありますトイレの和式部分の洋式化増設について、質問をしていきたいかと思っております。

まず、さきの内容につきまして2階の総合体育館女子トイレの洋式化の増設を生涯学習課に要望をさせていただきましたがこの回答といたしましてはどうなっていますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 総合体育館2階女子トイレの洋式化につきましては、他の事業等を精査し、優先順位を決め、進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 今の御答弁ですが、ひとまず前向きなものとして捉え、もう一つの質問

に行きます。

健康都市宣言を行い、生涯スポーツの推進を掲げている弥富市として、社会教育センターの体育館は誰でも使いやすい環境整備が必要不可欠だと考えますが、現状の和式中心の設備は理念に矛盾しませんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 現在、総合社会教育センターは44か所のうち14か所が洋式トイレで、32%の洋式化率でございます。今後、さらなる洋式化率の向上に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 洋式化の増設は必要である方向と理解しもう一つ質問していきます。

高齢者や妊婦、体に障がいのある方にとって、和式トイレは転倒やけがのリスクが高いことが全国的にも指摘されていますが、この点について市はどのように捉えていますでしょうか。実際に事故が起きてからでは遅いと考えますが、市の認識を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 洋式トイレに比べ、使用時の姿勢による足腰への負担や動作の中で転倒するリスクがあることは認識しております。施設利用者の方々には、施設内の2か所のバリアフリートイレも使用していただくなどの対応をお願いいたします。また、洋式化改修工事は、計画的に進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 決してトイレが足りないという趣旨ではなく、洋式にあまりにも並んだらほかへ行くわけですけれども、競技中、便利なところにあるトイレ8個のうち、洋式が1個しかないの、であればあとの7個のトイレはほとんど使われないといえますか、管理的な無駄もあるのではということです。トイレがないわけじゃないのだからという考え方も確かにあるかと思いますが、将来的な視点から見ても、人口減少と高齢化に伴い、トイレ一つ取っても量より質が問われている部分であると感じます。

では、和式と洋式、どちらが衛生的かという観点から、コロナ禍以降の全国的な施設整備の傾向を踏まえ、弥富市の方針はどうあるべきだと考えますでしょうか。

これは文部科学省ですが、学校施設衛生管理指針からすると、衛生的観点からすれば、実際は洋式ということになるかと思えます。便座消毒の徹底や感染症対策においても、洋式のほうが対応もしやすいとの意見もあります。また、災害時においても洋式のほうが使いやすく、私の防災バッグにも入っているのですが、携帯用のトイレとも相性がいいものが多いのですが、見解を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 施設内のトイレは和式、洋式に限らず、毎日の清掃の中で清潔に

保たれております。また、洋式トイレは、蓋ができるため臭いが広がりやすく、水で洗い流す仕組みであることから汚れが残りにくいなど衛生的であると認識しております。本市としては、生活様式の変化に対応するため、計画的に洋式化を進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 以前の令和6年9月の厚生文教委員会の御答弁におきまして、和式トイレについての衛生面の利点をまず述べていらっしゃいましたので、確認のため見解を伺いましたが、本市としての認識も更新され、方向性としては同じであると判断をいたします。

また、現在自宅のトイレの9割が洋式化されており、若い世代にとって和式はもはや使い慣れないトイレです。この現実を踏まえて、体育館トイレが若者離れや高齢者の遠ざけを引き起こす危険性について、市はどう捉えますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） トイレの施設が洋式か否かで、若者離れや高齢者の遠ざけを引き起こすとは考えておりませんが、現在の猛暑に対する総合体育館アリーナの空調未設置については、使用率の低下や使用者の体調不良が懸念されますので、総合体育館アリーナへの空調設置を計画しております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。

今の空調の御判断ですが、最後の通告質問とともにお聞きしたいと思えます。

トイレの洋式化の増設は、白鳥コミュニティセンターにおいてももちろん要望が出ています。ただ、社会教育センターは、本市の中心的ポジションである公共施設でもあります。今後の改修計画や予算編成において、段階的にでも洋式化の増設を入れるお考えがちゃんとあるかとお伺いしたいのですが、先ほどから計画的に進めると、つまりその考えはあると御答弁をいただいておりますので、今お聞きしました総合体育館アリーナへの空調設置計画と併せ、もちろん市内小・中学校の体育館の空調設置とも併せましてより具体的な動きを教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 平居議員からは、社会教育センターのトイレ、また空調について御質問をいただいたところでございます。

本市といたしましては、これまでも、大規模改修工事等の機会を捉え、トイレの洋式化を進めております。総合社会教育センターの洋式トイレの増設工事につきましては、先ほどから御答弁申し上げておりますが、他の事業等の優先順位を精査する中で、現在は施設の長寿命化改良工事の際に対応していくこととしております。

また、昨今は、先日も四日市のほうで線状降水帯によりまして大きな浸水被害が出ており

ます。また、静岡の牧之原のほうでは竜巻というようなこともあるし、東京都内でも線状降水帯による浸水被害等も出ておりまして、この気温が高い中、また災害も多く発生しているところがございます。

そのような中、社会教育センターのアリーナは本市で一番大きな避難所ございまして、そちらのほうの空調につきましては、公民館ホールも同様でございますが、空調設備の修繕及び総合体育館アリーナへの空調整備設計を令和8年度に、また令和9年度には空調整備工事を実施してまいりたいと考えております。また、令和12年度までには小・中学校の体育館に空調を整備してまいります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。

今、空調設置について具体的な御答弁をいただきまして、冒頭にお伝えしましたとおり、空調については、他の大型事業等との優先順位を精査しながら進めると聞いていましたところに対しては、先ほど平野議員からも少しありましたが、財源が厳しい中で本市の有言実行という部分の評価は高いものであると判断させていただきます。

よって、トイレの洋式化の増設についても計画的に進めるとお答えいただきました部分、有言実行という意味では、決断に向けての先が明るいものと受け止めるところにとどめまして、今後御意見をいただいた方々の期待とともに、その進行状況を細かく継続的にしっかり注視してまいりたいと思います。

空調設置に関しましては、本市の皆様にとってこれは非常に大きなメリットであると賛同をいたします。

以上、では次の質問に移りたいと思います。

次の質問の柱となります2つの用語の、シティズンシップ教育及びデジタル・シティズンシップ教育の説明をまず先に述べておきたいかと思っております。

シティズンシップ教育とは、1990年代にイギリスを中心に広がった教育の考え方で、市民が社会に参画し、責任ある行動を取る力を育てることを目的としています。若者の政治的無関心や地域社会とのつながりの希薄化が社会問題となる中で、民主主義を支える市民性、つまりシティズンシップを教育によって育てる必要があるとされ、主に学校教育を通じて実践されるようになりました。

日本でも2000年代からこの考え方が注目され、学習指導要領や解説書の中に現代の諸課題を主体的に解決しようとする態度を養うことや、主権者意識の育成などの表現で段階的に取り入れられました。特に、2016年に18歳選挙権が導入されたことにより、高校における主権者教育が全国で本格的に進められ、シティズンシップ教育の重要性が一層高まりました。

一方で、社会は急速にデジタル化が進み、インターネットやSNSを通じて情報の受発信

が当たり前の時代となりました。このような環境の中では、単に社会参画の意識を育てるだけでなく、デジタル社会において自らの行動に責任を持ち、他者と協働しながら健全に関わる力も不可欠となりました。そこで登場したのが、デジタル・シティズンシップ教育です。

デジタル・シティズンシップ教育とは、ICTの活用が進む現代において、子供たちがオンライン上でも責任ある市民として行動できるようになることを目指す教育です。具体的には、情報モラルや情報リテラシー、プライバシーの保護、セキュリティーへの理解、SNS上での発信の責任、そしてデジタルウェルビーイングという健康的で持続可能な情報との関わり方などが含まれます。

日本では、2020年のGIGAスクール構想により、小・中学生に1人1台端末が配備され、これを機に情報モラル教育から一步進んだデジタル・シティズンシップ教育への転換が求められ議論が始まりました。

現代の子供たちは、小学生のうちからスマートフォンを所持し、SNSに触れる機会も増えています。しかし、その一方で、悪ふざけなどの不適切な投稿、ネットいじめ、個人情報の流出、著作権や肖像権の侵害といったトラブルに巻き込まれるということが話題となり、社会的な責任感や倫理的判断力を育てる教育は急務と言えます。

本来、シティズンシップ教育の目的は、社会と主体的につながり、自立した市民を育てることにありますが、現代のように生活の一部がデジタル空間と重なり合う社会では、デジタル・シティズンシップは生きるための必須スキルであり、その上に従来のシティズンシップの理念が乗るという関係性になっていなければならないはずです。

例えば、総務省によると、先日の参議院選挙の投票率は全国で58.51%、弥富市でも59.3%と2022年の52.81%を上回る結果となりました。そして、18歳、19歳といった若者の投票率が向上したことも複数のメディアで報じられました。

18歳での選挙権導入以来、教育現場では政治教育と結びついたシティズンシップ教育が進められたことが、若年層の政治意識の向上が一定程度見られるようになった理由などであれば、それは評価すべき成果ではありますが、実はそこに隠れた大きな課題があり、それが重要な社会問題になっているのではないのでしょうか。

現代の子供たちは、幼い頃から日常的にスマートフォンを使用し、SNSを通じて情報を受発信しながら生活をしています。社会が急速にデジタル化している現実の中で、子供たちはリアルとデジタルの両方の世界に生きており、多くの情報を目にしています。しかしながら、現在のシティズンシップ教育は、主に高校の公共科目などを中心に行われており、政治的教養や社会貢献の意識といった市民性の育成がなされている一方、SNS上のトラブルである偽アカウント、フェイクニュースの拡散、個人情報の流出、誹謗中傷といった問題に対する基本的な知識や判断力、すなわちデジタル・シティズンシップの根幹となる力がまだ十

分に育まれていないという現状があるのではないのでしょうか。

特に、若者が情報を受け取る際にメディア・フレーミング、つまりメディアが伝える枠組みの影響を受けやすかったり、情報を深く読み解く力というものが不足していたり、発信者としての立場に立った際に、これを発信したらどうなるかというような想像力が欠けてしまったりすることからも、今すぐにもデジタルの現実をもっと低年齢の教育の中で学ぶ必要があると考えます。

例えばオーストラリアでは、2025年12月から16歳未満の子供のSNS利用を原則禁止とする法律が施行される予定です。こうした法的規制の動きについては賛否があるものの、日本としても、まずその動向には注目しているかとは思いますが、また、少し方向は違いますが、豊明市でもスマホの使用時間に関する条例案が市議会に提出されております。

要するに、高校の段階でのシティズンシップ教育を深めることと並行して、むしろ小学生、中学生の段階から、デジタル・シティズンシップの基礎に合わせて、今あるデジタルの重要な課題だけは学ぶ機会を徹底していくべきだと考えます。

とにかく、保護者たちは日々不安を抱えています。スマホに夢中になる子供たちが正しく使えているのか、SNSを通じて知らぬ間に犯罪に巻き込まれていないか、逆に誰かを傷つけていやしないか。情報があふれ、真偽の見極めさえ困難な社会の中で、大人ですら適切な判断を下すことが難しい時代です。

また、子供たちはこれから必ずどんどんAIを使っていきます。2019年には、内閣府は人間中心のAI社会原則を公表していますが、そこにある7つの原則に対する重要な基盤でもあります。もちろん今後法律もどんどん整備をされていくでしょう。情報を安全に扱い、自分と他者の権利を守りながら社会に参加する。そのための基礎的な学びを、まずできるだけ低年齢の時代から段階的に全ての子供たちに届けるということに主眼を置いて質問させていただきます。

初めに、本市の小学校や中学校において、総合的な学習の時間や道徳科目で、デジタル・シティズンシップに関する系統的な学びは、どのぐらいの時間数で、どのように行われているのでしょうか。特に、情報モラルやネット上のマナー等に対する教育内容も組み込まれていますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 情報モラルやネット上のマナーについての指導は、小学校・中学校ともに、各教科でタブレット等を使用する際にその都度行うとともに、学級活動においてもその学年に応じて系統的に行っております。中学校においては、それに加え、技術科の情報の技術という授業において、情報セキュリティー等に関わる基礎的な技術の仕組み及び情報モラルの必要性を4こまほど学習しております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 技術分野に組み込まれていることは知りませんでしたので、より時間の確保ができていいることには安心をいたします。

本市において、G I G Aスクール構想により、1人1台端末が整備された現在、使い方の指導にとどまらず、それを使ったセキュリティーリスクと端末の管理を含めた責任ある使い方などの教育も同時に行っているとと言えますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 基本操作に加え、情報検索、情報評価、情報モラルや安全なネット利用についても指導を行っております。また、意見発表や交流をする際、この情報は友達に公開すべき情報なのか判断したり、インターネットからの情報の出典を確認することの重要性を指導しております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。

大事な端末というものとしての扱いはもちろんのこと、それだけではなく情報というものが広がったら止められないものであることや、家に持ち帰れば学校だけでなく、家庭での責任も出てくるわけであって、どう扱えば安全かを子供たち自身が考えられるようにし、そして万が一のトラブルは必ず先生や家族など大人に相談できる形に持っていけるような指導をお願いしておきます。

デジタル・シティズンシップ教育、あるいは情報モラル教育の実践において、学年や学校間でのばらつきはない、つまり担任任せや学校の裁量に依存せず、市内全体で一定の水準が保たれているかという意味で、I C T支援員や外部講師等の専門的リソースを活用している事例の有無を含め、市教育委員会としての指導体制の整備状況を教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 教員の研修や人的資源の充実が求められているため、教職員間での情報共有を通じて指導力の向上を図っております。具体的には、I C T支援員を定期的に各学校に派遣し、授業支援ツールの使い方やプログラミング教育の推進はもちろん、情報モラル等についても相談・支援を行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。

次に行きます。

小学生・中学生がフェイクニュースやフィッシング詐欺、個人情報流出などのリスクを自分事として理解できるような教材であったり、事例であったり、あるいはティックトックやインスタグラム、L I N Eやユーチューブなど日常的に使われているツールを具体的に示し、

そのリスクの重要性を理解し、自分で回避できる力を身につける取組はありますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 事例研究を通じて、リスクに対する感受性を高めることが重要であると考えております。そのために、フィルタリング設定やセキュリティー対策にも取り組むとともに、蟹江警察署と連携して出前授業を行うなど、犯罪に巻き込まれないよう、注意喚起を行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。

子供たちにとっては、身近でありながら非常に難しい部分であると思います。全て学校に任せればいいというものでもないですし、私たち周りの大人も一緒になって学ぶできところであるとは思っています。

市内の小・中学校においては、SNSやオンラインゲーム等を通じた児童・生徒間のコミュニケーションに関し、ネット上のいじめや誹謗中傷など、それに伴う精神的なダメージの有無を把握する取組はどのように行われているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 定期的な校内アンケート調査や教員による観察や教育相談を通じて、兆候を早期に発見する取組を続けております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 文科省の見解でも、ネット上のいじめが増加していることを言っています。伝統的ないじめからサイバーいじめにシフトしていれば、その分見えにくくなった部分が大きいと言えます。ここは、取組のさらなる強化をしていただきたいところです。

昨年の12月に一般質問させていただいた子供の心の健康観察のためのGIGA端末へのアプリの導入については、養護教諭部会の参観を基に、今後協議、検討すると御答弁をいただいております。現在では、あらゆる需要もあってさらに進化したものが実験され、紹介をされております。

先生たちへの負担軽減の意味もあります。おっしゃるように、今後さらに協議・検討を深めていただきたいと思っております。あわせて、まずネットリテラシーの教育の中で、メディアは決して人を傷つけるための道具にするものではないという部分に、きめ細かい指導を求めたいと思います。

総務省や文科省のホームページには、家庭で学ぶデジタル・シティズンシップガイドブックや、非常に分かりやすいその動画が紹介されておりますが、保護者向けの啓発や家庭との連携体制はどのようになっていますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 保護者には、連絡アプリや学校からのお便りを通じて情報提供し、家庭でのルールづくりを促すなど、学校との連携体制の構築に努めております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 年頃の子供に対し、ルールづくりがなかなか難しいという家庭もあるかもしれません。実際は、偽情報を信じてしまったり、誹謗中傷などは大人社会の中であふれています。大人が教えているというよりは、大人と一緒に子供たちと学ぶことが必要です。そういった啓発ができるようにしていただきたいと思っています。

最後に、教育長へお聞きします。

他の自治体の参考事例として、岐阜県岐阜市の明郷小学校のホームページには、保護者向けの啓発資料や生徒向けの活用資料がアップされていたり、四国中央市においては、各小・中学校にICT係を設置し、児童・生徒らが自らルールづくりや活用方法を議論しています。また、武蔵野市教育委員会では、武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針を示し、その通信の内容を見ると、中学校2年生の国語の授業の「情報社会を生きる」の単元で、身の回りにあるメディアを比較し、それぞれの特徴を理解する学習が行われました。

つい先日のニュースでは、川崎市の下作延小学校の6年生がSNSの適切な利用に関する特別授業を受けるなど、情報の信頼性や主体的な発信に関する認識を深める学習を展開していることが分かりました。本市も参考にすべきところがあるのではないかと感じますが、見解を教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） 全国の先進的な取組はもとより、愛知県教育委員会は道徳教育総合推進サイト「モラルBOX」を開設し、そこに県下の全ての小・中学校、もちろん本市も含めてですけれども、全ての小・中学校や全ての教育委員会の取組を紹介しております。それらを参考にしつつ、児童・生徒が情報の信頼性を正しく理解した上で、本市の課題を克服し、住んでみたいまちを創造する、まさにデジタル・シティズンシップの高い大人になるよう、継続的な指導に今後も取り組んでまいりたいと思っています。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） デジタル・シティズンシップ教育は、文科省が掲げる生きる力を育むことをデジタルの時代に即してそれを具体化する取組であると思います。子供たちの未来に向けてたくさんの気づきを与え、デジタル技術を通じて適切に社会に関与し、責任を持って参加できる能力を高めてあげてほしいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後1時20分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時15分 休憩

午後1時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、小久保照枝議員。

○9番（小久保照枝君） 9番 小久保照枝でございます。

通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回は、非課税世帯に申請支援の強化をと、デジタルで暮らし快適にと題しまして、2点質問をさせていただきます。

それでは、1点目の非課税世帯が本来受けられる支援制度について、制度の周知と申請支援体制の強化を求めて質問をさせていただきます。

まず、NHK受信料の免除制度についてです。

公明党は、これまで制度の隙間に苦しむ方々の声を政策に反映し、数々の制度改善を実現してまいりました。例えば2018年には、国会質問を通じてNHK受信料免除の対象を小規模保育事業を含む全ての社会福祉施設へと拡充し、入所者や利用者の専用として設置された受信機については全額免除となりました。その結果、全国で約2万事業所が新たに免除対象となり、年間約2億円の負担軽減につながったという実績がございます。こうした背景を踏まえ、私たち地方自治体においても制度の谷間に取り残されている方々を支える仕組みが必要です。

先日、ある高齢者の方から市民相談を受けました。光熱費の振込みなどの御相談で、いろいろな振込用紙を確認させていただきました。その中にNHKの受信料の請求書がたまり、振込みにも行けず悩まれておりました。

NHK料金は地上契約の場合、1か月払い額で1,100円、6か月前払い額で6,309円、12か月前払い額で1万2,276円。また、衛星契約の場合、1か月前払い額で1,950円、6か月前払い額で1万1,180円、12か月前払い額で2万1,760円となっています。

長年支払い続けていたその方は非課税世帯で、御家族に障害者手帳をお持ちの方がお見えになり、本来免除の対象であるにもかかわらず、制度の存在を知らず申請しておりませんでした。こうした事例は決して珍しいことではなく、市内でも同様の状況に置かれている方がほかにも見えるのではないかと思います。周知も兼ねて質問をさせていただきます。

まず最初に、NHKの受信料免除対象者となる方をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） NHK放送受信料の免除基準でございますが、まず全額免除の対象となりますのは、社会福祉施設等の入所者や生活保護等の公的扶助受給

者のほか、身体障害者手帳、療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合となっております。

また、半額免除の対象となりますのは、視覚または聴覚障がいにより身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合、重度の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳もしくは戦傷病者手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 非課税世帯であり、身体障害者手帳や障害者手帳などをお持ちの方が御家族に見える方が全額免除対象になるということでありました。

また、世帯主で視聴覚障害者手帳をお持ちの方、重度の身体障害者手帳をお持ちの方は半額免除の対象になるということでした。

それでは次に、本市におけるNHK受信料の免除対象となる世帯数と、実際に申請免除されている件数について把握されていますか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 各障害者手帳の所持者数は把握しておりますが、手帳所持者がいる世帯が非課税世帯であるか、また手帳所持者が世帯主で受信契約者であるかは把握が困難であるため、免除の対象となる世帯数は把握しておりません。

なお、実際に免除をされている件数については、令和6年度の免除事由確認調査時点におきまして、全額免除が258件、半額免除が57件となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 先日、福祉課窓口で障害者手帳を申請されている人数を確認させていただいたところ、4月1日現在では2,284人、視聴覚障害者手帳は903人と伺いました。また、本市の非課税世帯を伺ったところ、3,023世帯、生活保護を受けてみえる世帯は192世帯とのことでした。現在、全額免除件数、先ほどお伝えくださいました258件、半額免除件数57件と伺いましたが、この人数から見ても、NHK受信免除制度を知らない方が多いのではないかと思います。

では、制度の周知についてお尋ねいたします。

対象者や対象世帯主の方が制度を認知し、適切に申請できるよう本市としてどのような情報提供を行っているのかお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 新たに生活保護を受給された場合は、生活保護のしおりをお渡しし、受信料免除について御案内をしております。

また、障害者手帳を交付した場合は、愛知県が発行しております福祉ガイドブックをお渡しし、NHK受信料の免除を含め、障害者手帳所持者に対する福祉施策について御案内をし

ているほか、市ホームページにおいて周知を図っております。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 市のほうから一人一人に問合せするのは難しいと思います。しかし、項目がきちんと決まっておりますので、例えば非課税世帯なのか課税世帯なのかとか、障害者手帳を持っているのかとか、いろいろな本当に分かりやすく項目があると思います。フローチャートとかを作成していただき、本人が自分が対象かどうか分かるように、また本人が手続に行けるように、手続の場所はどこの課なのか、またそのときに持っていくものは何なのかなどもその1つのフローチャートの最終ところに記入していただきながら、分かりやすく、また免除をしっかりと受けていただけるようにつくっていただきたいと要望いたしますので、よろしくお願いいたします。

制度の申請は、高齢者や障がい者の対象世帯主の方にとってはハードルの高い作業となることもあります。市役所窓口におけるサポートの充実や地域支援員による個別対応など、よりきめ細やかな支援策が求められているのではないのでしょうか。

ケアマネジャーや地域包括支援センターとの連携も含め、支援体制の在り方について見解をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 先ほど答弁しました情報提供体制に加え、免除対象となり得る方へ情報がより届くよう、障害者相談支援専門員やケアマネジャーなどの地域支援者に対し、受信料免除制度について周知を図ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 現在物価高騰で生活は非常に厳しいです。少しでも家計をサポートできるようよろしくお願いいたします。

さきの6月議会で、愛知県内を含む全国の自治体でテレビ受信機付カーナビを搭載した公用車等のNHK受信料の未払いが報じられました。本市においても同様の事案がないか調査を行ったところ、NHKとの放送受信契約を結んでいなかった受信機、公用車8台、携帯電話2台が判明しました。未払い金額約110万円、未払い期間で最長のもは19年6か月間でありました。原因は、テレビ機能付カーナビを搭載した公用車やワンセグ機能付携帯電話について、受信料の対象となる認識が不足していたことが原因でありました。

本市では、NHKとの受信契約や未払い額の支払い事務について必要な予算措置を講じ、速やかに手続を進められました。NHK受信料の免除制度を市として活用する方針を示す中で、業務上テレビ視聴が不要な公用車や携帯電話について受信契約を継続することが制度の趣旨と整合するのかが疑問であります。

他自治体や一部事務組合では、アンテナ撤去や契約解除などの対応を行っている例もあり

ます中で、本市でも受信環境の精査や契約解除の可能性を検討すべきではないでしょうか。今後の契約においては受信機能の有無や業務上の必要性を明確にし、不要な契約を避ける方針を定めることが重要だと考えますが、御見解をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市のNHKの放送受信契約につきましては、今後購入する公用車につきまして、業務上必要がある場合を除いてテレビ受信機能のないカーナビゲーションを選定することとしております。

また、携帯電話につきましてはテレビ受信機能のないものを選定することといたしております。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 先ほど、今後購入する公用車と言われましたが、何年後になりますか。それまで、今受信料を支払っている公用車は対応をせず払い続けていくということでしょうか、再質問でお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） テレビの視聴が不要な公用車につきましては、販売店等にカーナビゲーション機能に影響なくテレビが受信できないようにすることが可能なのか確認しており、対応が可能であれば契約の解除を進めているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） ぜひ公用車にテレビは不要と思いますので、アンテナ撤去とか契約解除を行っていただきたく要望いたします。

次に、年金受給者の住民税非課税基準についてお伺いいたします。

窓口で聞かせていただきました。本市では、65歳以上の単身世帯では年収148万円以下、夫婦世帯では年収192万8,000円以下で住民税が非課税となります。

以前、65歳以上の方で奥様が施設入所をされて、当初は非課税世帯で免除されていましたが、少し働いたことで課税されることになり、数年間大変だったとお話しされました。収入が1万円でも超えると住民税が課税され、保険料や医療費の負担が一気に増えたそうです。

そこでお伺いいたします。

住民税非課税基準の収入が1万円増えることで、介護保険制度ではどのような影響がありますか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 介護保険制度での住民税の課税、非課税の影響部分といたしましては、まず介護保険料につきまして所得段階に応じた保険料となります。

この保険料は、基準月額を基に低所得者の方の負担が重くなりすぎないように、所得に

応じて15段階に設定しております。なお、住民税非課税世帯の第1段階から第3段階の方の保険料については公費を投入して保険料の負担を軽減しております。

また、介護施設やショートステイを利用する際に、世帯全員が非課税であれば介護保険負担限度額認定証を申請により交付し、居住費等や食費の負担限度額の軽減を行っておりますが、本人や世帯員が非課税から課税となると、この認定を受けることができなくなります。

ほかには介護サービスに係る費用の利用者負担割合や高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費の利用者負担の上限額につきましても、非課税世帯に比べて課税世帯の負担は重くなります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 非課税になることで介護保険料や医療費の軽減、給付金の対象になるなど生活支援の恩恵が大きくなります。

しかしながら、この制度を知らない方も多く見えるかと思えます。非課税と課税の境目を知らずに大きな影響を受けないよう、制度の内容について分かりやすく伝える工夫をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 介護保険制度の周知につきましては、チラシやパンフレットを作成し、介護高齢課窓口や地域包括支援センター、施設職員、ケアマネジャーからの説明を行っておりますが、御本人や御家族の住民税の課税状況により、対象となるサービスや軽減制度に該当するかは異なってまいります。

特に、非課税が要件となっている介護保険制度につきましては、フローチャートなどを活用し、より分かりやすいチラシ等の作成やケアマネジャー等に詳しく説明を行うよう依頼してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 目で見分けるようフローチャートやチラシ等を作成していただけるということで、前向きな答弁をいただきました。

本当に実際丁寧に説明を受けても、そのときは理解していても、また後になって忘れてしまいがちですので、やはりそういった資料とかフローチャートがあると便利かと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、国民年金保険料について、生活が苦しいときや仕事を失ったときなど、払えないけどどうしたらいいのかと不安に思う市民の声を私自身も耳にしたことがございます。実は、そうしたときに申請すれば保険料の免除や猶予が受けられる制度があります。失業された方学生の方、出産を控えた方などそれぞれの状況に応じた免除制度が用意されています。

しかし、こうした制度があること自体を知らない方も多く、申請せずに未納のままになっ

てしまうケースも少なくありません。将来の年金が減るだけでなく、障害年金や遺族年金が受け取れなくなる可能性もございます。

だからこそ、払えないときは申請するということをもっと分かりやすく、もっと身近に伝えていく必要があると感じます。

本市では、現在年金免除制度についてどのような周知や申請支援を行っているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 国民年金保険料免除制度につきましては、日本年金機構のホームページをはじめ、市ホームページに掲載しております。

また、市広報紙では保険料免除制度を含む国民年金に関する情報を2か月に一度掲載しております。その他、保険年金課の窓口では保険料に関するチラシを配布するなど、様々な方法で情報発信を行っております。

申請支援としましては、できる限り分かりやすい説明を心がけ、必要に応じて筆談するなどの対応を行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 最後に本市として、今後若い世代や独り親世帯、失業された方など、特に制度の情報が届きにくい方々に向けてどのような方針で制度の周知と支援を進めていかれるのか、経済的負担を少しでも軽減し、情報弱者を生まないための取組について御所見をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 市ホームページや市広報紙への情報掲載に加え、納税相談のタイミングで免除申請のリーフレットをお渡しできるように収納課や福祉課窓口にも設置するようにしてまいります。

その他、市役所で毎月2回の年金相談を開催しておりますので御利用していただきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 免除申請のリーフレットを収納課や福祉窓口にも設置していただき、本当に触れる機会をしっかりとつくっていただくということでございました。

制度があるにもかかわらず、それを知らずに困窮する方を見過ごさず、手を差し伸べることができる行政であってほしいと心から願います。

次に2点目、デジタルで暮らし快適にと題しまして質問をさせていただきます。

令和7年度の市長の施政方針において、地方公共団体情報システムの標準化、共通化については原則令和7年末までに基幹業務システムを国の標準仕様に準拠したシステムへ移行す

るよう、システム構築及びデータ移行に取り組んでまいりたいと掲げておられます。

また、本市では令和6年1月から市内コンビニ交付として住民票の写し、印鑑登録証明書に加え、新たに所得証明書、課税証明書を追加されました。先日、コンビニ交付サービスの緊急メンテナンスに伴いサービスを停止し、御利用の市民の皆様には大変御迷惑をおかけいたしましたことをここで一言おわびさせていただきます。

D X推進の担当部も情報管理グループからデジタル推進グループへと名前も変わりました。市民の利便性向上に向けた体制強化が図られております。デジタルの力を生かして誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めていただきたく以下の点について質問をさせていただきます。

まず、令和7年度からD X推進体制の変更により、どのような具体的な取組が進められているのかお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 令和7年度の主な取組につきましては、国が進める地方公共団体情報システムの標準化、共通化について主要な基幹業務システムの国の標準仕様に準拠したシステムへの移行を進めております。

また、本年10月より開始する市役所市民課、税務課、収納課窓口におけるキャッシュレス決済の導入やパソコン、スマホから電子手続きができるあいち電子申請・届出サービスにおいて電子決済機能を追加し、来庁することなく証明書等を取得できるように進めております。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 10月からいろいろと利用開始されるということで、本当に皆さん大変喜ばれるサービスかと思われれます。

1項目めで質問をいたしました年金の免除制度や追納制度は、生活が苦しいときや将来の安心のために大切な仕組みですが、現在免除申請や追納は紙の申請書や窓口対応が中心で、特に若い世代や忙しい方にはハードルが高いのが現状です。

2024年からは老齢年金の請求手続きがマイナポータルと年金ネットを使って電子申請できるようになりました。追納申請もネットで申請書を作成し、郵送で提出する方式が導入されています。今後は免除申請や追納手続きもスマートフォンやオンラインで完成することで、より多くの市民の方が制度を活用しやすくなると思います。

本市では、年金免除制度や追納制度について、申請のデジタル化や案内の工夫をどのように進めているのでしょうか。

また、マイナポータルやLINEなどを活用して、若い世代や忙しい市民の方にも届く支援体制を今後どのように整えていくのかお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 国民年金保険料免除制度申請のデジタル化に

つきましては、マイナポータルで申請手続きが可能となっております。

周知につきましては市広報紙や市ホームページでリンク先を設けるなど、対応させていただきたいと思っております。また、市公式のLINEやXなどのSNSを活用して情報発信を行ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） SNSの発信や市広報や市ホームページでリンク先を設けて対応してくださるとのことですが、分かりやすい発信をしていただくよう要望いたします。

次に、マイナ保険証の推進と市民支援についてお伺いいたします。

令和6年12月2日以降、従来の健康保険証は新たに発行されず、マイナンバーカードを健康保険証として利用するマイナ保険証が基本となる仕組みに移行しています。

先日、健康福祉部保険年金課から資格情報のお知らせ在中という封書が届きました。内容は、マイナ保険証の利用に当たって、令和7年8月1日以降はマイナ保険証を使って医療機関を受診してください。マイナ保険証が利用できない医療機関の窓口では、資格情報のお知らせとマイナンバーカードを一緒に提示していただくと窓口負担で医療を受けることができます。令和7年12月以降は従来の保険証が利用できなくなりますとの通知でした。

市民の方から手続の流れが分かりづらいという声もあります。市民の方が安心して医療機関を利用できるよう、マイナ保険証の利用方法や資格確認の仕組みについて分かりやすく説明いただけますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） マイナ保険証の利用方法については、まずマイナンバーカードを取得し、健康保険証として利用登録する必要があります。

その利用登録する方法は3つございます。1つ目は、医療機関や薬局の顔認証付カードリーダーで登録、2つ目はスマートフォンにマイナポータルアプリをインストールし、ログインして登録、3つ目はセブン銀行ATMから登録する方法でございます。そのほか、市役所の保険年金課の窓口にお越しいただければ利用登録のお手伝いをさせていただきます。

次に、資格確認書について説明させていただきます。

資格確認書とは、マイナ保険証をお持ちでない場合に医療機関などに提示することで、御自身の自己負担割合でこれまでどおり保険診療を受けることができる証明書でございます。なお、資格確認書は健康保険証の有効期限内に、社会保険であれば御自身の勤務先、国民健康保険であれば弥富市などの自治体から無償で申請によらず交付されます。本市でも本年7月中旬に該当される方に簡易書留でお送りしております。

交付対象者としましては、マイナンバーカードを保有していない方、マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方、マイナ保険証の利用登録解除を申

請した方、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方、後期高齢者医療制度に御加入の方や新たに加入される方となっております。

そのほか申請により交付する方法としては、身体が不自由などの理由によりマイナ保険証で顔認証ができない方や、パスワード入力が困難な方で資格確認書の交付申請をした方、マイナンバーカードを紛失、更新中の方となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） この制度により、医療機関や薬局での受付がスムーズになるほか、過去の診療、薬剤情報を医者や薬剤師と共有できるなど、より安全で効率的な医療提供が可能となります。

一方で、使い方が分からない、カードの登録ができていないといった声もあり、特に高齢者や情報弱者への支援が不可欠です。本市においてもマイナ保険証の利用促進に向けて、窓口支援、出張登録相談、地域での説明会などきめ細やかな対応が求められます。

本市として制度移行に伴う市民の不安を解消し、誰もが安心して医療を受けられるよう支援体制の整備状況と今後の取組についてお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 制度移行に伴い、制度の内容がよく分からないという方からの御問合せには御理解いただけるように分かりやすく御説明しております。

また、本年2月21日に北地区民生児童委員協議会高齢福祉部会の研修でマイナ保険証について御説明する時間をいただきましたので、国民健康保険と後期高齢者医療保険について、保険年金課の担当より御説明をさせていただきました。

御不明な点や御不安がございましたら、まずは保険年金課へ御相談いただければ支援をさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） マイナンバーカードの更新について、写真が必要な場合と不要な場合があるようですが、更新のタイミングや必要書類について説明いただけますか。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） マイナンバーカードの更新については、マイナンバーカード内の電子証明書とカード自体の2つの有効期限がありまして、それぞれの期限の3か月ほど前に地方公共団体情報システム機構より順次更新の案内が届けられます。

電子証明書の更新に係る有効期限については、カードの発行の日から5回目の誕生日までとなります。御本人に御用意いただきたいものは、マイナンバーカードと署名用電子証明書の6桁から16桁の暗証番号及び利用者証明用電子証明書の4桁の暗証番号となります。写真は必要ございません。

マイナンバーカード自体の更新に係る有効期限につきましては、発行の日から10回目の誕生日まで、18歳未満の方は5回目の誕生日までとなります。御本人に御用意いただきたいものは、交付通知書とマイナンバーカード、また新たに設定する署名用電子証明書の6桁から16桁の暗証番号及び利用者証明用電子証明書の4桁の暗証番号となります。暗証番号は今までの番号を使用することも可能でございます。また、更新に当たっては顔写真が必要となりますが、スマートフォンや郵送での申請、マイナンバーカード申請ができる証明写真機での申請のほか、市役所で写真を撮影して申請することも可能ですのでお申し出ください。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 多くの方がスムーズにマイナンバーカード申請や更新ができ、今後、国のデジタルサービスに市民の方が対応できるよう推進していただきたいと思います。

次に、書かない窓口の導入についてお伺いいたします。

以前の一般質問でも取り上げました。他市ではマイナンバーカードを活用して窓口での記入を減らす書かない窓口が導入されています。例えば、カードをかざすだけで本人の確認ができ、申請の情報も自動で入力できる仕組みです。本市でもこうした仕組みを取り入れることで窓口の待ち時間や記入負担を減らし、職員の業務も効率化できるのではないのでしょうか。

本市として、書かない窓口の検討状況や導入課題についてお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 書かない窓口の検討につきましては、令和6年度に1階ロビーにて1週間程度、書かない窓口の端末を設置し、実証実験を行いました。

令和7年度には他市の状況を把握するため、愛知県内各市の導入状況や導入費用等を調査し、愛知県内の市では、書かない窓口について24市が導入済みで、14市が未導入という状況になっております。

本市の導入課題としましては、窓口体制の改善等がございます。本市では、地方公共団体情報システムの標準化、共通化の完了後の書かない窓口の導入に向け、県内各市の状況を参考に視察等を行い、検討を進めているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 先ほど令和6年度に書かない窓口の端末を設置し、1週間実証実験をしていただいたということでした。

1週間でどのようなことが分かりましたでしょうか。それと同時に、愛知県でも24市が導入されているということですが、市民サービスの観点から導入の優先順位をどう位置づけているのか、お考えをお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 実証実験におきましては、日本人62名、外国人30名の市民の方に

御協力をいただき、手が痛くて書くことが困難な方や、申請用紙自体の御理解が難しい方から端末があると便利だという御意見がございました。

そのほか、身分証明書記載の氏名と住所がそのままに申請書に打ち出されるため、身分証明書を最新のものに更新されていない方につきましては現住所と相違した住所が打ち出されるという課題が分かりました。

今後DXの推進につきましては、書かない窓口の導入や施設予約システムの導入等、市民サービスが向上する施策を優先的に取り組んでまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 国のデジタル田園都市国家構想交付金というのは、書かない窓口も対象ですのでしっかり利用していただき、サービス向上に生かしていただきたいと思います。

次に、子育て世代の利便性向上を目的として、行政サービスのデジタル化が全国的に進んでおります。特に、マイナポータルを活用した子育て関連申請やスマートフォンアプリによる情報提供、予約管理などが注目されており、保護者の負担軽減と行政の効率化が両立されています。本市においても子育て支援のデジタル化を積極的に進めることで、若い世代の定住促進や子育て環境の魅力向上につながると考えます。

マイナポータルなどの電子申請の活用についてお伺いいたします。

保育所申請や児童クラブ申請など、毎年多くの保護者が複数の書類を準備し、窓口へ足を運んでいます。マイナポータルなどの電子申請を活用することで必要書類の自動取得やオンライン申請が可能となり、保護者の負担軽減につながります。

本市においても保育所申請や児童クラブ申請などマイナポータルなどの電子申請の活用を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 保育所への入所を申し込む際には、入所申込書のほか、提出していただく書類が複数ございます。

例えば、入所基準を満たす書類のうち就労証明は就労先事業所の作成となることや、保育料徴収のための口座振替依頼書には金融機関への届出印の押印が必要となることなど、申込みに必要な全ての書類が電子申請にそぐわないことがございます。

また、申込みをされると同時に保育所への質問や御相談をより詳しくいただくことも多くあり、保護者と対面することで児童の健康状況やアレルギーの有無を確認でき、コミュニケーションを取ることで安心して児童を預けていただけるという利点もございます。児童クラブの利用を申請する際におきましても、就労証明等の書類が必要となっております。

いずれの場合におきましても、保護者に御来庁いただき、窓口にて受け付ける際、提出書類の不備等がないかも確認するなど、できるだけ再度お越しいただくことのないよう保護者

の負担軽減に努めておりますが、保護者の利便性向上を図るため、既に実施している先進自治体の取組を参考にしながら、国が進めております自治体情報システムの標準化、共通化に併せて電子申請の導入を進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） まずは情報システムの標準化、共通化を進めていただき、先進自治体、特に田原市は田園都市国家構想交付金も活用して保育園、児童クラブ、ICTシステムを導入されており、参考になるかと思いますのでまた御検討ください。

また、近隣のあま市では、子育て支援アプリあまっこなびあまっこエ〜ルを活用し、母子手帳機能と子育て支援機能を兼ね備え、お子さんの成長記録や健診、教育などのお知らせ配信やプッシュ通知で受け取ることができます。

その子育て支援アプリの中に、令和7年3月からあま市一時預かり保育予約を追加されました。スマートフォンやパソコンから24時間いつでも一時保育の申込みが可能となっております。利用希望月の前月1日から申し込みでき、窓口に出向かずとも予約が完了する仕組みは、保護者から便利になったとか、急な予定にも対応しやすいとか、電話での予約はなかなかつながらなかったから本当に助かりましたと好評を得ております。このような仕組みは保護者の利便性向上だけではなく、保育施設側の業務負担軽減にもつながると考えます。

本市でもこうした子育て応援アプリを導入することで、子育て世代の支援強化につながるのではないのでしょうか。一時預かり保育予約アプリなど前向きに検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市が白鳥保育所にて実施している一時保育でございますが、利用申込みの際は、申込書のほか緊急連絡票や入所までの生活状況、健康の記録など個人情報の取扱いとなるものが必要となります。

申込書以外の書類は毎年度の初回申込時のみ提出としており、保護者への負担軽減に努めております。

アプリ導入につきましては、他市の導入事例を踏まえ、運用面の課題を整理しながら導入に向けた調査研究を進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 国は令和8年度に向けて、保育・児童クラブ分野のデジタル化に関して明確な目標を掲げています。

こども家庭庁が中心となって進めている保育DXの取組は、自治体業務と保育施設の連携を抜本的に変える構想です。国の動向を注視し、しっかり進めていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

最後に、DX推進に当たっては、情報弱者や高齢者など制度の谷間に取り残されがちな方々への支援が不可欠であります。市民相談や地域の声を丁寧に拾い上げながら、誰一人取り残さないデジタル行政の実現に向けてどのような支援策を講じていくのか、最後に市長の見解をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 小久保議員から、デジタルで暮らしを快適にということで、他市の事例を含めて御説明をいただいたところでございます。

行政のDXにつきましては、デジタル技術を活用して行政の業務を効率化し、市民の利便性を向上させるものであります。高齢者等のデジタル化の恩恵を受けづらい方への取組としては、マイナンバーカードを新たに取得する方へのタブレットによる申請サポートや、マイナンバーカードをお持ちの方への健康保険証利用の登録、公金受取口座の登録支援を行っております。また、生涯学習講座においてスマートフォンの基本操作等の講座やパソコン講座を開催し、ふれあいサロンでは希望されるサロンにおきましてスマートフォン体験教室を行っております。

今後も窓口などにおきまして、デジタル機器になじみのない方でも容易に操作ができるシステムの導入や、利用者それぞれに合ったサポートに努めるとともに、高齢者等への支援につきましては継続して取り組んでまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 市民の利便性を高めるDXは、単なる技術導入ではなく、人に寄り添う行政の実現に向けた大切な手段であります。

現場の声を丁寧に反映しながら弥富市らしい温かみのあるDXを進めていただきたいと思います。私の一般質問を終えさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後2時15分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時07分 休憩

午後2時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、早川公二議員。

○15番（早川公二君） 15番 早川公二です。

2件質問させていただきます。

毎度のことですが、議長の冒頭のお言葉どおり簡潔明瞭に今回も質問させていただきたいと思っております。答弁のほうはしっかりとお願いいたします。

それでは行きます。市道鍋平27号線についてであります。

この路線は、多くの市民、地域住民、利用者から本当に危険だから拡幅・歩道設置できないかと以前から言われており、また、多くの議員も過去にも質問、要望をしているが、いまだに整備されておられません。拡幅・歩道設置できないのかお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 市道鍋平27号線の整備につきましては、愛知県に対し、海部津島中部地域幹線道路建設促進期成同盟会の活動や市町村別事業調整会議において、県道昇格の上、県事業として整備をしていただくようお願いしているところではありますが、本路線の事業採択までの目途はまだ立っておられません。

なお、本路線のうち、小学生の通学路である坂中地地内の信号交差点付近につきましては、令和5年度に道路を拡幅する工事、令和6年度に安全施設の設置を実施し、道路環境の改善を図りました。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 県ではやってくれないということで、その中でも坂中地地内は交差点付近を整備したということで、これは横井議員が前回質問した後に設置したんですかね。

それ以外も危ないんですよ、危険なんですよ。本当に私も家近くだもんですからしょっちゅう通るんですけども、前に自転車、歩行者がおったりすると、対向車が多い時間帯なんかはその後ろを車でずつついていかないかんですよ。たまに軽自動車みたいな小さな車が追い抜いていくんですけども、その際、本当に見ていると、自転車ともう本当に隙間がないぐらいな感じで走ってくるんですね。

だから、十四山の人たちは、あそこを利用する人たちは早く歩道を設置しろ、拡幅しろと言っているんですよ。だから、市民からしたら、県ができんのだったら市がすればいいじゃないかと、そうなんですよ。だから、県ができないから市でやってもらえないでしょうか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 本路線につきましては、過去に県道昇格のタイミングを逃してしまったため、現在愛知県は他の路線を優先して事業を進めていると認識をしております。市施工による整備につきましては、地域からの道路整備に関する強い要望もございしますが、道路ネットワークから考えますと県事業として整備をしていただきたい路線であると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） どう言っているのかちょっと分かりませんが、本当に今、危険であることを分かってみえますよね。皆さんも、多くの議員も質問していますし、今後

もそういう状況が続くんですよ、整備しないと。そういう状態が続くことに市はどのように考えておるのか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） これまで県事業としての整備を要望してきた経緯もあり、県道に昇格の上、県施行による道路整備の早期事業着手に向けて、海部津島中部地域幹線道路建設促進期成同盟会の構成員でもあります早川議員や朝日県議のお力添えをいただきながら、引き続き愛知県に対し要望活動を行ってまいります。

また、本市といたしましても早期事業着手していただけるよう、地籍調査の実施を視野に入れて考えてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 私のお力添えをいただきながら、引き続き愛知県に対し要望活動を行ってまいりますという答弁なんですけど、全然貸しますよ、力、ついてきますよ、何回でも。本当にもう拡幅してもらえるんだったら毎月1回でも行きますんで、それぐらいの、本当に十四山の人たちは何としてでもやってほしいんですよ。何とかしろ、何とかしろと、それで横井さんもそうですよ、一緒ですよ。もうみんな会う人会う人、あそこばかりですよ、問題は。あそこばかりではないんですけども、道路整備に関してはですよ、もう全然お力添えします。要望しに行ってください。ついてきますから、ぜひよろしくお願ひいたします。

最後の答弁で、地籍調査の実施を視野に入れて考えてまいりますということですが、まず地籍調査とはどういったものなのか、するのかしないのか、するとなればどういった課題、今後の課題等があるのかお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 法務局の地図は、明治時代の地租改正によって作成された公図が約半数を占めており登記内容が必ずしも現況と一致せず不正確であることが見受けられます。

地籍調査は、こうした状況を改善するため、市町村が1筆ごとの土地を調査、測量し、地籍図、地籍簿を作成して正式な地図として法務局へ備え付ける事業でございます。地籍調査を行うことにより1筆ごとの土地の地籍が明確化され、公共事業の計画策定、用地買収等が円滑になります。

しかしながら、対象となる土地の所有者などを調査して測量を行い、境界を確定するには事業費とマンパワーが必要となりますので、地籍調査を実施するためには財源の確保と体制づくりが課題であると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 分かりました。

この市道鍋平27号線については私は諦めずにしつこく、根気強く、また機会があれば質問

をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

次の質問に移ります。

十四山中学校跡地利活用についてであります。

住民説明会においてグラウンドにするとのことでしたが、グラウンドにした理由はどのような理由でしょうか、お願ひいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 十四山中学校跡地は、民間需要の期待が低い中、新産業エリア内にあるグラウンドの再編が喫緊の課題であり、十四山中学校跡地の行政需要を検討するに当たり、校舎や体育館、プール等の活用について検討しました。

体育館及びプールは老朽化が進んでいること、プールには一部漏水が確認されることから利用できないと判断しました。南校舎については、避難所機能を維持した場合に発生する水道、電気、警備等の維持管理費用を勘案し、利用を見送ることといたしました。北校舎は、地域の方々が公民館など多目的に利用できる空間とし、避難所としての機能も確保できるよう改修を行います。これらを踏まえ、跡地の利活用を検討し、グラウンド再編を進めるため、跡地を整備する十四山中学校跡地利活用における整備方針案を策定いたしました。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） グラウンドありきに見えるわけですが、より多くの市民が活用できる施設等、ほかの利活用は検討しなかったのでしょうか、お願ひいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 十四山中学校の跡地について、町内で行政需要について検討した際、十四山中学校は野球部やソフトボール部等、運動部活動が盛んであったという歴史があることからグラウンドとして整備し、いつまでも子供たちの声が響く施設となることが一番ふさわしいという結論になりました。

また、グラウンド整備することでグラウンド再編の課題の解消につなげたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 民間事業者からの活用アイデアの提案はあったのでしょうか、お願ひいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 市ホームページにおいて、跡地の活用について広くアイデアを募集しております。

このことは、跡地について民間需要を調査することでもございます。そのような中で、民間事業者からの活用アイデアの提案はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 提案はなかったということなのですが、これからも民間事業者からの活用アイデアの募集は続けるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 十四山中学校跡地利活用の整備の方針が決定されることを目途として継続してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 分かりました。

次、近隣住民、その他の地区の方からも校舎を残せないかとの声があるが、残すことはできないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 冒頭担当部長から御説明申し上げましたが、十四山中学校跡地利活用における整備方針案を出させていただいた経緯を説明させていただきましたが、これまで地域の方から、また民間事業者からは利活用に関する案がなかなかなかったものですから、このような整備方針案を出させていただいたところでございます。

そのような中、本年7月26日に開催いたしました住民説明会、十四山地区で行われました住民説明会におきまして、御意見といたしまして、どうしてもこの中学校は校舎を残してほしいとか、また温水プールを造ってほしいとかいろんな御意見があった中でございまして、そのとき私が申し上げましたのは、一旦この案につきましては白紙に戻させていただきますということで、そのような御意見があるのでしたら、またきちんと伺ってから地域の皆様方と一緒に相談して方向性を示してまいりたいというようなお答えをさせていただいたところでございますものですから、引き続き地域住民の皆様方から、また民間事業者の方からアイデアを募集しまして、その利活用のアイデアと住民説明会をまたやってみてまいりたいと思っております。

いずれにしましても、住民説明会を開催し、市民の皆様方の御意見を伺ってまいります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 分かりました。

その答弁ですと、7月26日に開催された住民説明会で市民から南校舎を残してほしいなどの意見を踏まえて今後検討していくということですので、現時点ではどのような整備方針案になるか分からない状況でということですね。

しかしながら、7月26日の説明会では、市側は南校舎を取り壊す案を説明しております。

今後の整備方針案が具体的に決まっていない中、避難所、緊急時避難場所になっている南校舎が壊されたらどこに避難すればよいのかと近隣住民が不安に感じている状況であります。

説明会で市側は、今後の避難施設について説明されていまして。そこで、説明会での市側の説明内容を再確認、そしてまた皆さんに周知するという意味で質問いたします。十四山中学校の南校舎を取り壊した場合、最悪ですよ、最悪取り壊した場合どこに避難すればよいのか、また、避難所、緊急時避難場所の収容率は今と同じなのかお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

旧十四山中学校施設を解体した場合における今後の十四山地区の避難所、緊急時避難場所の収容率について申し上げます。

令和10年4月によつば小学校が開校いたします。それに伴い、避難所としての収容人数が約300人増加し、緊急時避難場所の収容人数は約2,480人増加します。しかし旧十四山中学校を解体した場合、収容人数は減少しますが、避難所に関して十四山地区の人口に対する収容率は約71%であり、現在と同規模を維持します。

災害の規模等により避難所の収容人数に不足が生じる場合は、本市の災害対策本部が市内全体の避難所で調整をいたします。また、市内の避難所全体でも収容人数に不足が生じる場合は、国や県等と調整をして市外の被災していない避難所へ移動できるように調整をして対応することになります。

緊急時避難場所の収容率に関しましては、収容人数が現在よりも減少しますが、十四山地区の人口に対して100%を超え、約240%ございます。

なお、この収容率はあくまでも目安に過ぎません。これはどの地区においても時間帯によって市内に分布する人の数や滞り場所は常に変動します。それは、市外在住の方が市内の会社に勤務されたり、学校や買物などに来られたり、弥富市民の方が市外へ行く場合もございます。また、当然のことながら施設ごとで立地場所や収容人数等が違うことから、災害発生の時間帯によっては避難者が1か所に集中し混雑することもあります。逆に極端に少ない場合も考えられます。このように、緊急時避難場所の適正な数というものは非常に難しいことと考えております。

災害時に避難する際、どこの避難所または緊急時避難場所へ避難するかは市民の皆様方が御自身で選択をして避難行動を取っていただくこととなります。市民の皆様におかれましては、災害はいつ発生するか分かりませんので、日頃から自分の命は自分で守る自助の観点で御自身の行動範囲を考慮し、各自が一番適した避難先を、弥富市内の避難施設はもちろんのこと、市外の避難施設も事前に決めておいて災害に備えていただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） ありがとうございます。

さっきの市長の答弁で、今後も説明会は続くと、市民の意見をしっかりと聞いていくということなんですが、民間事業者のアイデアの募集も続けていくということで、グラウンドから大きく変わる可能性があるのかなと思いつつも、思いつつも、私がこんなことを言うておいたらあかんかもしれません、今まで民間からの活用アイデアはないんですよね、今後も恐らくないんじゃないんですか。あれだけの面積ですよ、なかなかじゃあ住民の方がこういうふうに使ってください、こういうふうに使いましょうよという案もなかなか出ないでしょう、きっと。

だから、最悪壊したらという質問をしましたけれども、私は壊さざるを得ない状況になってくるんじゃないかというふうを考えております、正直言って、最悪なんですけれども。仮にも壊すとなった場合に、さっきの部長の答弁で、令和10年4月によつば小学校が開校し、収容人数が300人増加しますという答弁があります。

最悪壊すとなったとしても、やはりこれ以降にしてほしいですよ。そんな急ぐ必要はないですよ。じっくり市民に住民説明会やったり活用アイデアの募集をすればいいですけども、ただ、維持費はかかるわけじゃないですか。だから慌てんでもいいよと言いつつ、慌てなきゃいけないという問題なのかなと私は個人的には考えております。

だから、ここで確約はできないかもしれないですけども、壊すんだったら、この令和10年、よつば小学校開校してからということはこの場で確約ができるんだったら確約をしていただきたいんですが、いかがでしょうか、市長。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 跡地の利活用について、個人の御意見ということで伺ったところでございますが、本市といたしましても、やはりよつば小学校ができるまでは避難所を縮減することができないものですから、できてからというような話になってまいります。

それまでには民間事業者または地域の皆様方からしっかりと御意見を伺いながら方向性を定めてまいりたいと思っておりますものですから、令和10年4月までは取り壊すことはございません。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 今日の質問は、市道鍋平27号線、そして十四山中学校と私のふるさと、愛するふるさとの問題であります。

この2問、本当に私これからしっかり注視していきます。要望してまいります。しつこく、くどくやっておりますので、ぜひよろしく願いいたします。じゃあ終了いたします。ありがとうございます。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後2時45分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時34分 休憩

午後 2 時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、板倉克典議員。

○6 番（板倉克典君） 6 番 板倉克典です。

通告に従いまして一般質問いたします。

マイナ保険証や国民健康保険税などに関してと、乗合送迎サービスチョイソコやとみについて伺ってまいります。

まず、マイナ保険証や国保税に関してです。

国が紙の健康保険証の新規発行をやめてから約9か月たちます。マイナンバーカードにひもづけした保険証、通称マイナ保険証を保有していない市民、あるいはマイナンバーカードを所持していても健康保険証利用登録をひもづけしていない市民全員に、8月1日に資格確認書が申請によらず無償で交付されました。

私はマイナ保険証への一本化には反対で、従来の保険証を復活すべしという考えの下で質問してまいります。

マイナンバーカードと保険証の現状に関してですが、まず現在の国保加入者数を伺います。お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市の国民健康保険加入者数は、本年8月末現在6,772人でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6 番（板倉克典君） マイナンバーカードを保有している市民の数と保有率を答弁お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 総務省が公表しております本年7月末現在の状況でお答えします。

弥富市民のマイナンバーカード保有者数は3万3,970人で、保有率は78%でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6 番（板倉克典君） 続けて伺います。

マイナンバーカードを取得していて国民健康保険証利用登録を行っている市民の数と割合はいかがでしょうか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本年8月末現在で、国民健康保険の加入者数6,772人のうち4,238人、62.6%の方が国民健康保険証利用登録をされております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 2年前には最大2万円分のポイントが付与される事業などもあり、保有率を大きく押し上げた印象があります。

マイナンバーカードに国民健康保険証を利用登録している保険証ですが、以後マイナ保険証と呼ばせていただきます。これの活用実証事業というものが令和6年度にありました。救急隊が急病人を搬送する際に、搬送先医療機関の選定にマイナンバーカードの所持や健康保険証利用登録の有無を確認するという実証でした。令和5年12月に全国の消防本部に公募が行われて全国で67の消防本部が応募し実施されたものです。愛知県では名古屋、豊橋、大府、尾張旭、そして衣浦東部広域連合の消防本部がデータを出しています。

この実証実験では、約16万件の救急搬送のうち約11万件、78.3%がマイナンバーカードの不所持が理由で活用できなかつたと結果が出ています。持ち歩く意識や行動がなければ、かかりつけ医が確認できるなどメリットが全く生かないこととなります。マイナンバーカードと保険証をひもづけする意味を見いださないまま、マイナ保険証を保有した市民は持ち歩かない人が多いと読み取れます。運転免許証を含めてマイナンバーカードへの機能集約を進めると、紛失してしまったら生活への影響が大きく大変なことにもなります。

紛失しましたら再発行となりますが、質問します。マイナカードの再発行にはどれくらい日数がかかっていますか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 申請後、1か月半から2か月程度の日数がかかります。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） かなりの日数がかかっていると感じます。

厚生労働省の第181回社会保障審議会医療保険部会の調査結果ですが、マイナ保険証に不安、懸念を感じている理由の40%が、個人情報thatまとまって管理されることが不安だと結果が出ています。マイナンバーと保険証とのひもづけをやめる市民もいると思いますが、質問します。

国保のマイナ保険証の利用登録解除を申請した市民、登録解除した市民の数を答弁お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 国民健康保険加入者でマイナ保険証として登

録された方が利用登録の解除申請及び登録解除された件数は、令和6年12月2日から本年8月31日までの間で52件でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 解除するに当たって最大2万円の付与されたポイントを返すということもありません。今後もひもづけを解除する市民が出てくると考えます。

マイナ保険証に対応している弥富市の医療機関の数とその割合をパーセントで答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 弥富市内の病院及び医科診療所の数は29件で、全てがマイナ保険証に対応しております。

また、歯科診療所の数は18件で、そのうち1件については連絡が取れませんので、マイナ保険証に対応していることが確認できたところは94.4%になります。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 続けます。

国保税滞納世帯に発行される短期被保険者証を所有する市民は、8月1日以降どのような取扱いになっていますか、答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 健康保険証の廃止に伴い、短期被保険者証は廃止されました。

また、長期にわたる保険税滞納者に対する保険税の納付を促す取組として、これまで行われてきた医療費の本人負担割合10割となる被保険者資格証明書の交付に代えて、同じく本人負担割合10割となる特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行うこととなります。

本市は、収納課の納付相談後に短期被保険者証を発行しておりましたが、本年8月1日以降の更新では、短期被保険者証の該当者にも資格確認書または資格情報のお知らせを一斉送付いたしました。

今後、滞納者には納付勧奨を行い、納付相談などに応じない、または滞納に特別な事情があると認められない滞納者には特別療養費の支給に変更する旨の通知を行うこととなります。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） マイナ保険証の導入に伴って8月以降失効していく国保の保険証について、厚生労働省が被保険者番号などで資格確認することを前提に、失効した保険証を提示した患者でも所定の負担割合で受診することを容認すると発表しています。日本医師会など医療関係団体や都道府県などに通知したと報道がありました。

現在、弥富市の医療機関は、失効した保険証を提示した患者に10割の負担を求めたという

事例はありますか。答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 現在のところ、そのような事例は聞いておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） デジタル大臣が昨年、マイナ保険証に一本化する理由として、従来の保険証が本人確認の機能を欠くということを言いました。例外を、しかし幾つもつくり、整合性が取れなくなってきました。相次ぐ国からの例外措置が、医療機関や弥富のような地方自治体を混乱させていると感じます。75歳以上の高齢者にはマイナ保険証を持っていても資格確認書を発行すると報道がありました。

質問します。

弥富市では、国保加入者がマイナ保険証と資格確認書の2枚を持つことは可能ですか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市では基本的にマイナ保険証と資格確認書の2枚を持つことはできません。

ただし、体が不自由などの理由によりマイナ保険証で顔認証ができない方やパスワード入力が困難な方などの要配慮者の方は、申請いただくことにより2枚を持つことは可能であります。なお、本年8月末現在、12件の申請がございます。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 厚生労働省から来年3月までの措置で失効した保険証を提示した患者でも所定の負担割合で受診することを容認するという通達がありました。

来年3月以降、失効した保険証を医療機関に提示する患者への対応に関し、弥富市の考えはありますか、答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 国民健康保険加入者であれば、医療機関より本市に資格確認の照会があった場合には、資格の有無について回答をさせていただきます。

また、受診者がマイナ保険証をお持ちであればそれを持参していただくよう伝えていただくか、マイナ保険証をお持ちでない方であれば資格確認書を持参していただくように伝えてもらう予定でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 一時的にその場を取り繕うための方策が続いていますから現場が混乱しますし、利便性の向上など遠い話になってきています。従来の保険証の復活が必要だと考

えます。来年3月以降にもまた質問させていただきます。

続いて、国保税の滞納に関して聞いてまいります。

外国籍の人で在留期間が3か月を超えて滞在する場合、勤務先の健康保険組合などに加入していなければ国民健康保険に入る義務があります。

厚生労働省は今年の4月、外国人の納付率が2024年4月から12月に金額ベースで63%だったと発表しています。弥富市で外国籍の人が国保税を支払わず数年たち、不納欠損、つまり弥富市が税を肩代わりしている事案に関して伺います。

令和6年度、外国籍の人の国保税不納欠損の人数と金額を答弁お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 令和6年度の外国籍の方の国民健康保険税不納欠損額は158万1,059円で、人数は23人です。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 弥富市に来る外国籍の人は働き盛りの健康的な人が多く、税金や保険料を納めることで弥富の社会保障の担い手になっていることも事実だと思います。

外国人の国保税の未払いを防ぐために、厚生労働省は国民健康保険の保険料を前納できる仕組みを導入する方針を決めたと報道がありました。

弥富市で外国籍の人の国保税未納対策はしていますか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 未納対策としましては、国民健康保険加入時に原則納税の口座振替をお願いしております。

滞納者には督促状の送付や電話催告を行い、さらに収納対策強化期間を設け、銀行訪問による滞納整理を行っております。また、納付相談につきましては引き続き行ってまいります。

そのほかの対策としましては、一部の自治体では、各地方出入国在留管理局及び地方出入国在留管理局支局との間において、悪質な外国人滞納者に係る協力要請制度を試行的に構築し運用されておりますので、本市においても将来的には協力体制を構築していくことが考えられます。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 分かりました。

ただ、滞納に対する対応は、国籍に関わらず全ての被保険者、納税義務者に対して丁寧に行われるべきものだと考えます。国籍の違いによって対応を分けることなく、医療行為が必要に応じて適切に利用できるように希望しまして、次の項目に参ります。

2つ目、チョイソコに関して質問してまいります。

10月1日から予約制乗合タクシーチョイソコやとみの実証実験運行が始まります。担当職

員の方々は、市内各地で様々な団体に、平日はもちろん勤務時間外であったり、休日返上で説明会を開催されてきております。お疲れさまでございます。私も何度か説明会を聞きにいらっておりますが、大変説明が分かりやすい印象です。

さて、質問してまいります。

チョイソコやとみの会員規約に関してです。

チョイソコ会員になるには会員登録申込みが必要ですが、申込書は株式会社アイシンに送付する形になっています。以後、アイシンと呼ばさせていただきます。

申込書の中には、会員規約を読み、同意し、チェックする欄があります。アイシンが申し込んできた市民を会員と認め、そしてアイシンと市民の間で適用される会員規約です。

この会員規約作成に弥富市は関わりましたか、答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 令和5年度に作成した会員規約をベースに、株式会社アイシンに原案を作成していただき、他の自治体の会員規約等を参考にしながら内容確認などに関わっております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 承知しました。

この規約の同意は会員になる市民がアイシンにするものでありますが、市に聞くしかありませんので伺ってまいります。

規約3. 会員条件に関してです。

弥富市市民以外もチョイソコ会員になれますか、答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 市民以外も会員になることが可能です。

会員規約3. 会員条件には、(1)として御自分で、または保護者もしくは介助者の補助によりコールセンターへ連絡ができる方、(2)といたしまして御自分で、または保護者もしくは介助者の補助により停留所への移動及び車両への乗降ができる方となっており、(1)(2)の条件の全てを満たす方のみ会員登録できるとしております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 愛知県内では、弥富市以外で扶桑町、豊田市、幸田町、岡崎市、豊明市でアイシンのチョイソコが運営されていますが、どの自治体も在住、在勤など限定しています。

弥富市が会員条件として市民以外でも乗車可能とした理由を答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 同じ公共交通の位置づけにあるきんちゃんバスが、本市へ観

光目的で訪れた方や市外からの通勤・通学、通院などに御利用いただいておりますので、そのルールを踏襲した条件といたしました。

なお、運行エリアにつきましても、市内全域のほか、飛島村や愛西市、蟹江町など周辺市町村への移動需要があるため、当該市町村の一部地域も含むエリアとしております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 岡崎城のある岡崎市、また大企業トヨタの豊田市でも会員は限定しておりますので、どなたでも可能としている弥富市は気前がよいという印象です。

続けます。

規約5. 運賃に関してです。

運賃は旅客自動車運送事業者が受領するとあります。旅客自動車運送事業者の事業者名を答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 事業者につきましては、つばめタクシーグループの株式会社あんしんネット21をプロポーザルによって選定いたしました。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 以後、旅客自動車運送事業者をあんしんネット21と呼ばせていただきます。

あんしんネット21とアイシンと弥富市の関係はどういったもののでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 3者で協定を締結し、お互いが事業パートナーの関係となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 規約12. 乗車のお断りに関してです。

あんしんネット21と会員との運送契約により、あんしんネット21が乗車を断る場合があるとあります。あんしんネット21と会員はいつ運送契約をするのでしょうか。どのような契約でしょうか、答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 運送契約は、会員の乗車時に成立となります。

あんしんネット21と会員との間で適用される運送契約は旅客自動車運送事業標準運送約款等によります。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 会員は乗車時にあんしんネット21と契約し、契約の内容は約款のとおり

りですということになるんですが、会員はその約款がどこにあるか分かりません。規約に詳細はありません。どうやって入手したらよいかも分かりません。

約款も規約のページの片隅にでも載せることができたならよかったですと思いますが、あんしんネットと会員との約束事をアイシンや弥富市がそこまで考えていないのであろうと想像します。ですが、その約款には交通事故があった場合のことなどを書かれていて、かなり重要です。会員規約に約款のことも書いてあり、約款を読んで認めた前提で会員になるのだというもったもな理屈ですと、ほとんどの会員が置いていかれます。

弥富市のホームページで、チョイソコやとみの説明の部分に会員規約のPDFファイルに進むところがありますが、その隣に会員があんしんネット21と交わす旅客自動車運送事業標準運送約款等の内容を載せてはどうでしょうか、検討してください。

続けます。

規約19. 個人情報の取扱いに関して、株式会社アイシンがチョイソコスポンサーから提供を受けた広告配信に個人情報を利用するとあります。チョイソコスポンサーですとか、提供を受けた広告配信ですとか、その辺り具体的に伺えますか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） エリアスポンサーになっていただいた際の特典の一つとして、2か月に1度程度の間隔で会員向けに発行するチョイソコ通信と一緒にスポンサー企業等が作成したチラシを同封してチョイソコ会員へ発送いたします。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 同じく規約19. 個人情報の取扱いの中、アイシンが主催するイベント案内に個人情報を利用するとあります。イベントとはどのようなものでしょうか、少し具体的にお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 令和5年度に南部エリアで行った実証実験の際には、チョイソコ会員向けのチョイソコ通信でアシックス足指把持力測定会、アロマで回想体験、アイシン工場見学とデンパーク、ボッチャ体験、JAL中部国際空港の裏側見学ツアーなど外出促進企画として参加者を募っております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 続けます。

規約20の第三者提供の項目に関してです。

先ほど述べました自治体、扶桑町、豊田市、幸田町、岡崎市、豊明市の中で、豊明市以外は第三者へ情報提供をするという規約の記載はありません。記載のある豊明市も提供するとは書いてありますが、企業名は書かれておりません。

弥富市のチョイソコでは、アイシンは第三者へ提供するとしており、企業名は日本工営都市空間株式会社と記載されています。弥富市は、アイシンから会員の情報提供を受ける日本工営都市空間株式会社に関し、どのような企業と認識していますか、答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 弥富市公共交通活性化協議会の運営支援や弥富市地域公共交通計画の策定のほか、令和5年度に南部地域で実施したデマンド交通実証実験の分析・評価に携わっていただいております。

また、今回の実証実験においても各種数値の分析、検証等に御協力をいただき、公共交通の全体像を形成していく上で、本市公共交通活性化協議会と連携する事業パートナーであると認識しております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 少し前の答弁で、弥富市とアイシンとあんしんネット21の3者で協定が締結され、お互いが事業パートナーの関係であるとありました。しかし、日本工営都市空間も公共交通活性化協議会と連携する事業パートナーであるということです。

関連した追加の質問を1つさせていただきます。

アイシンから日本工営都市空間への情報提供は有償で行われますか、無償で行われますか、答弁できたらお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 情報提供は無償で行われることとなります。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） ありがとうございます。

運営に関わっていない第三者へアイシンが市民の情報提供をすることをどう考えていますか、答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 会員規約20の(2)に、第三者提供先として日本工営都市空間株式会社を定義し、会員登録申込書の中に記入必須事項の一つとして会員規約を読み、同意しますとの項目があり、チェックしていただくこととしております。

また、先ほど答弁いたしました、日本工営都市空間株式会社は事業パートナーの関係であり、個人情報の利用目的につきましても会員規約に記載をしております。

本市公共交通活性化協議会との業務等委託契約約款や個人情報取扱特記事項の中で、個人情報の取扱いルールや個人情報の漏えい事故が発生した場合の対応、損害を被った場合の損害賠償などを明記して契約しておりますので、本市としても情報提供は問題ないと認識をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 規約に日本工営都市空間に個人情報を提供すると書いてありまして、そこで私も企業名を知りました。

情報提供の理由は住民サービスの向上や改善であるとうたわれていますが、弥富市とアイシンとあんしんねっと21の3者でその改善はできるのではないかと考えました。運営に関わらない第三者への情報提供をやめるようアイシンに交渉する考えはありますか、答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 先ほども御答弁いたしました。日本工営都市空間株式会社は、公共交通の発展に向けた重要な事業パートナーでありますので、アイシンに情報提供をやめるよう交渉する考えはございません。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 提供する項目ですが、申込書に書いた情報です。羅列しますと、住所、氏名、年齢、生年月日、電話番号、メールアドレス、障害者手帳の所持など、運転経歴証明書、そして伝えておきたいことという欄で、例としてつえをついているなど書くところもあります。これです。

実際利用が始まった後の情報としては、利用した時間と停留所、場所などがあります。この情報からは、行き先の病院で体調が想像できたり、帰宅や外出の時間が分かります。つまり、利用した高齢者の生活行動や時間、そこから体調も読み取れるという全てが分かるとても濃い個人情報です。

今、個人情報を違法入手した後、恐ろしい事件がたくさん報道されています。この第三者への情報提供が犯罪につながると私は思っておられません、もちろん。しかし、徹底して情報管理してほしいと事業パートナーにしっかり伝えてほしいと思います。

最後に、チョイソコやとみの本格導入に向けてどのようなところが重要であると考えますか、答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 本市の公共交通が喫緊の課題として、1つ目に高齢者等の移動需要に対応した交通サービスの提供、2つ目に公共交通空白地域等の移動手段の確保、3つ目に目的地までの移動時間の短縮の3点がございます。

それらの課題の解決にこのデマンド交通が適しているのかを実証実験を通じてしっかりと検証していく必要があると考えております。特に、予約不成立の発生状況や他の方と乗り合っている乗合率などの数値を注視してまいりたいと考えております。

また、運行データや利用データ等から1日当たりの乗車人数、会員登録者数、会員登録者

のうち実利用者の占める割合などについても集計し、予測値に対して実績はどうかのモニタリングを行い、本格導入に向けた運行内容の改善のために、これらの数値についても注視してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） たくさんの市民が大きな期待を持って会員登録をされています。市民の声に耳を傾け、実証実験、そして本格導入に進んでほしいと要望し、私の一般質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後3時25分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時14分 休憩

午後3時25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、加藤克之議員。

○13番（加藤克之君） 皆さん、こんにちは。

本日最後の一般質問者、13番 加藤克之です。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、高齢者支援・医療体制の充実へをお聞きさせていただきます。

本会議も花卉組合の方々から寄進をいただきました。ありがとうございます。秋の訪れは少しずつ夜長も参ってくる日々の営みを過ごす中で、朝昼晩と気温が変わってまいりました。やはり体調管理というのが一番大事だと身にしみて思う状況でございます。どうぞいま一度、手洗いうがいをしっかりとして整えながら、健全なる体で、健全なる心で毎日を共に過ごしたい、そういうふうに思う次第でございます。

それでは、皆様方のお話は、聞きたい話を今から言いたいと思います。

秋の代表的な本日もコスモスが議場に華やかに飾られておられます。コスモスの花言葉は御存じの方も多いと思いますが、調和や謙虚、乙女の真心です。コスモスは色ごとにも花言葉を持っています。まずはピンクのコスモスは乙女の純潔です。白いコスモスは優美、美麗でございます。オレンジは自然美、野性的な美しさです。赤色は乙女の愛情、調和です。

そういう意味で、いろんな花言葉の意味もありながら、日本の和言葉は秋の桜、やはり秋の桜でございますのでコスモスという文字が和の言葉の漢字でございます。そういう意味で、今回このような華やかな皆さん方がその年代、年代に応じながら生活をしていくわけでございますので、それではテーマに入っていきたいと思います。

市長は、やとみビジョン2040年を中心に、人が主役となるまち弥富市、そして弥富の未来

を一緒に考えましようとして進めておられます。

その中にお約束の5項目があります。今回は私、お約束2の政策に当たり、フレイル、サルコペニア予防による健康寿命の延伸、福祉充実の質問を手始めに、これから本市が進むべき少子高齢化社会の中で、医療費軽減、健康増進、日常生活が制限されることなく生活できることを目指すビジョンを共に進めていきたいと思えます。

まず初めに、高齢者支援の充実について質問をさせていただきます。

本市の高齢者年齢別人数をお伺いたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本年9月1日現在の住民基本台帳の人数は、60歳代が4,776人、70歳代が5,098人、80歳代が3,414人、90歳代が733人、100歳以上が24人です。

また、65歳以上は1万1,464人、75歳以上は6,922人です。なお、本市の最高齢は106歳です。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） ただいま報告いただきました我がまちは、今4万3,402名です。その中でもやはり60代、70代、80代、前期高齢者、後期高齢者という中で、やはり私らは住み続ける状況を市長、また職員を中心に取り組んでいく内容でもございます。

その中で年々健康寿命が延びていく中で、やはり今年が昭和100年という年でもございます。市長はじめ職員も市内の高齢者の方に敬老祝いをされている状況だったと思う次第でございます。

その中で、その高齢者、人生の先輩の皆さん方の敬いの言葉を聞きながら、そしてまた市民とともにしっかりと健康情報の発信をしていただきたいというふうに思う次第でございます。

なぜ今このことに取り組んでいかないといけないというのは、次の世代も同じように第2次ベビーブームの年代がやってくるわけでもございます。昭和44年から昭和48年、49年、50年という生まれの方々もこのような社会の状況になってまいります。だから、今このときに行政が前向きに取り組む環境をつくらないと、やはり医療費の負担、そしてまた地域におけるまちづくり、地域づくりと非常に大事なことになってまいります。できるだけ自分の体を長くつくり上げていくということがその思いだと私自身思っております。

そういう意味で、弥富市も第2次弥富市総合計画の後期基本計画に、基本目標の2にありますが、笑顔あふれる、健やかで共に支え合うまちと、各種政策の目標は上げられておられますが、その政策目線の中で高齢者支援の充実があります。そして主要施策として介護予防、生活支援の総合的な推進が上げられ、フレイル、サルコペニア、オーラルフレイル予防によ

る健康寿命の延伸を目指していくことも大事でございます。

まず、フレイルとはどういった状態を表しているのでしょうか。また、サルコペニアとはどういった状態を表すのか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） まずフレイルとは、身体的、精神的、社会的に脆弱性が高まった状態で、健康と要介護の中間のような状態とも言われております。

高齢になると筋力や体重が落ちやすくなり、食事量も減少しがちになり、体力や活動量が低下し、転倒や骨折などのリスクが高まります。また、鬱傾向や社会的な孤立が重なりやすい点も特徴的です。

次にサルコペニアとは、加齢に伴って筋力量が低下し、筋力や身体機能が損なわれる症状を示す言葉でございます。特に下半身の筋力が衰えると歩行速度が遅くなったり、立ち上がりが困難になったりするため、日常生活に支障が出てしまいます。

サルコペニアは身体機能の低下、フレイルはそれに加えて精神機能や社会性の低下も含むより広く生活に支障を来している状態を指します。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 大変中身の濃い内容で分かる状態でございますので、ありがとうございます。

その中でも最近フレイルという言葉はよく耳にするようになってまいりましたが、サルコペニアは聞かれない言葉でもありますし、初めて耳にする方も多いと思われま。

フレイルもサルコペニアも日常生活に支障を来す状態の手前であり、その影響は看過できるものではありません。

そこで、市としてフレイルなどの用語の周知や啓発活動はどのようにされているか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） フレイルなどの用語を周知するとともに、フレイル予防の重要性についての啓発活動は重要であると考えております。

本市では、ふれあいサロンへの出前講座や生涯元気講演会での啓発活動をはじめ、市ホームページや市広報紙などでも積極的に取り上げております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 部長の答弁のとおり、保健師の方も情報発信をしながら、そして今回1月号、2月号と、1月号ではフレイル予防、2月号では口腔機能、そしてまた栄養のフレイル予防と、本当に1月、2月と早々に市として取り組んでいっていかなければならないというのが非常に重要視する市の広報が出ておられました。やはり健康いついつまでもとい

う、そういう思いでのしっかりと啓発活動をされているというのをよく感じられます。

引き続き質問に入ります。

フレイルやサルコペニアを予防するにはどういったことが有効であると考えられるのか、また、本市における予防対策はどういったものがあるのかお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） フレイルやサルコペニアを予防するために、筋力量を維持するたんぱく質が豊富な食事、日常的な運動、外出や家族、知人との交流などが有効とされております。

本市の予防対策の取組としましては、歯科検診などによるオーラルフレイル対策事業、元氣塾や通所型サービスCなどの介護予防事業、ささえあいセンター買物支援事業や高齢者等福祉タクシー料金助成事業などによる外出促進、福寿会やふれあいサロンの支援による社会参加の促進など、積極的に取り組んでおります。

また、介護認定を受けていない独り暮らしの高齢者で栄養状態が悪化している方に保健師等が自宅を訪問して食生活などの助言をしたり、過去1年間に健康診査や医療介護サービスを受けていない76歳以上の方には健康状態を把握するためのアンケートの実施や健康に不安のある方には保健師が自宅を訪問して必要な支援につなげられるように助言をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） ここでも答弁の中で、保健師さんの方が非常に市民の方に寄り添って、そしてきちっとそのように対応して、そして健康づくりのお話があり、また少しでも会話をしたりと、やっぱり人と会話することも大事ですし、そしてまた、会話することによっていろいろな体の機能が動くことも感じられます。本当にこれからも今までどおりに、市としてまた保健師さんを中心に市民の方々に丁寧な対応を進めていただきたいと、そういうふうに思います。

それでは2番目の質問に入ってまいります。

地域医療体制の充実についてという題目で2つほど質問させていただきます。

市民の一人一人の日常的な健康管理を支えるかかりつけ医となり得る診療所は市内に何か所あるのか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 内科や小児科、整形外科などの医科診療所は27か所あります。また、歯科診療所は18か所あります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） かかりつけ医というのが、これからのお話の中でもキーポイントとなる状態かなと思います。

日頃から皆様方が行き通っている場所、そしてまた話ができる場所、やはりそれが健康増進にもつながるといふふうに思います。しっかりと皆様方がそういうかかりつけ医を見つけていただいで取り組んでいただくと、市民の方はありがたいかなと思います。

引き続き質問に入ります。

診療所のどの地域別に差異はあるのか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 診療所の数が多い地域は、日の出小学校区、桜小学校区であります。診療所の数が少ない地域は、栄南小学校区、十四山東部小学校区であります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） これは今の現状ですから、そのままそれぞれのところで、地域のところでかかりつけ医を見つけて行っていただきたいなと思います。

大きなタイトルで3つ目に入らせていただきます。

十四山総合福祉センター南の診療所についてでございます。

令和6年12月議会で立石部長から、十四山総合福祉センター南にある多目的広場の一部を医療法人に貸付けをすることについて報告がありました。その後進捗状況はどうなっていますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本年1月に医療法人と市有財産有償貸付契約を締結し、3月から工事に着手されております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 事務局、書画カメラすみませんが1つ目お願いをしたいと思います。

今はこれからも着工できて、そういう状態で皆さんが見ていただいで、このような角度からの書画カメラでございます。

あと2つほど、後ほどまた見ていただきたいと思いますが、ちょうど季節柄、左の部分は秋の木々の樹木がなっている状態ですが、やはり季節感のあるところもちゃんと先生も対応しているんだなというふう感じた次第でございます。

そして書画カメラ、続いて2に行きましょうか、お願いいたします。

こちらはまた違う角度から、駐車場からですね、駐車場からの角度からでございます。このような形でスカイメディックさんから提供をいただいで、このような状態になってまいりました。

そういう意味で、この診療所が先ほど質問しましたかかりつけ医の普及につながるのではないかと考えております。

標榜する診療科名は何を予定されているのか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 医療法人に確認しましたところ、内科、呼吸器内科、リハビリテーション科で開院に向けて準備が進められております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） そういう意味で、内科、呼吸器内科、リハビリテーション科でございます。

もう一つ書画カメラありますので、引き続いて課長、お願いをいたします。

また、これがちょうど入ってくる部分ですね。診療所に入ってくる部分からの写真でございます。そういう意味で、これから駐車場も整備されていくわけでございますが、ほぼ外観が出来上がっている状態でございます。そういう意味で、これから内科、呼吸器科、リハビリテーション科が開院に向けて進む中で、そこで医療施設内に歩行訓練をするためのトレーニングルームを計画していると以前議会に報告がありましたが、予定どおり進んでいますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 令和6年12月議会の全員協議会で報告しておりますとおりに診察室と併設する形で歩行訓練用のトレーニングルームを建設されております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 今回トレーニングルームを建設ということで、高齢者の方が歩く、立ち上がる、座るといった基礎作業が困難な状態、また押し車を利用している生活の状態、また歩行が困難、確実な筋力を上げるためのトレーニングルームでございます。直線で40メートルほどございます。

そういう意味で、この医院は基礎体力、下半身の強化、医学的根拠を基に生命の臓器が呼吸器をはじめ心臓、腎臓疾患によって著しく低下した体力の回復、向上を目的に進む状況のトレーニングルームでございます。そういう意味で、しっかりと計画どおりに進んでいるということで、今部長の答弁がございました。

では最後に、この診療所はいつから開業予定で、診察時間と休診日が分かるようであれば教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 医療法人に確認しましたところ、本年11月の開院を予定されております。診療時間は午前10時から午後7時まで、休診日は月曜日と木曜日で考えておられます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） この診療の内容が今明確にされました。

こちらのほうに楽しい運動を行い、そしてまた運動生理的にエビデンスが高い運動形態を持つ状況でもございます。そういう意味で、新たなる診療所ができるということは大変喜ばしいことかなと思う次第でございます。

最後に、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本市の総人口に占める65歳以上の方の割合は年々増加し、本年9月1日現在では26.4%であり、15年後の令和22年、2040年には32.8%まで上昇すると見込まれております。

また、この2040年には約3分の1近くが65歳以上の方となりまして、65歳以上を支える現役世代は1.5人で65歳以上1人を支えるというような厳しい時代がやってまいります。

高齢になっても住み慣れた地域で幸せを感じながら生活するには、まずは健康第一であり、それにはフレイル予防が重要であります。健康第一、フレイル予防につきましては栄養と口腔、密接な関係がございまして、私たちは口から栄養を取ります。物を食べます。そういった中で口腔内、また歯の健康が悪いようでしたらどうしてもうまく栄養が取れないわけございまして、この状態をオーラルフレイルというわけございしますが、そういった中から、やはりうまく栄養が取れないと筋力がどうしても低下してしまいます。そういったものがサルコペニアになるわけございしますが、また社会参加も難しくなっております。この3本柱が、食べて動いて人と交わることが大切であります。

これらの3つの生活習慣は互いに影響を及ぼしており、どれ一つ欠けても他の2つがバランスを崩してしまいます。3つの柱をバランスよく取り組むことが健康を保つ秘訣でございますので、市民の皆様には日頃から意識していただきたいと思っております。

また、かかりつけ医につきましては、疾病による受診や通院から日常生活における健康の相談など親身になって対応していただける存在で、どの世代の方にとっても健康をサポートする頼もしい存在となりますので、市民の皆様にはぜひともかかりつけ医を持っていただきたいと思っております。

本市といたしましても、引き続き医療機関や福祉関係機関等と連携を図り、市民の健康の保持増進を推進してまいります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 非常に全国の総人口の割合も、弥富市は先ほど市長の答弁で26.4%、全国では29.4%でしたかね、たしか。

そしてまた令和22年、2040年も弥富市は32.8%、全国では34.8%というふうに移り変わって来ると。本当にいよいよ少子高齢化の中でどのように生活をし、どのように2本の足で歩

いて生活をすることを望むか。やはりそれぞれ皆様方は健康という言葉の中でも意識はされているかと思います。

ただ、日本の政府は超高齢化社会に備えて地域の病院が役割を分担し、必要な医療を効果的に確保する地域医療構想の策定を目指すというふうに今回出ておられます。高齢者に必要なリハビリや住宅医療も含め、地域の実情に応じた地域を効果的に確保することは、地域医療を守るだけではなく病院経営にもプラスになり得るという考え方で、これから政府は動く状況だと思います。

今回そのような中で、この秋に十四山総合福祉センター南側に開院する予定のクリニックにつきましては、医療機関が少ない地域に開院されるということでもあり、地域の安心につながるものと思ひ、また、地域医療の最先たる医療と併せ、歩行訓練用のスペースを重ね備えた新しい形のエビデンス、高い運動形態を持ち、そして市民の健康づくり、そして保健医療も軽減を図り得る体力の回復、それぞれが地域づくりとなり、患者、利用者ともに、また明日へという言葉を励みに高齢者に優しいまちづくりを目指し、持続可能であり続けることを推進していくことも考えられます。

今後弥富市にとっても、チョイソコも利用しながらこの施設に育んでいただき、通っていただけるような形がつけられると喜ばしいことだと思います。

これをもちまして私の一般質問を納めます。ありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） 本日はこの程度にとどめ、明日継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会します。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時51分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 板 倉 克 典

同 議員 那 須 英 二

